

## 第2章 戦後経済復興期における経営

### 第1節 経済混乱から経済復興へ

#### 1. インフレの高進と総合対策の推進

##### 終戦後の混乱とインフレーションの高進

昭和20年8月15日、太平洋戦争は、ポツダム宣言受諾により終結した。

この終戦によって、日本は、領土の約45%を失ったうえに、狭隘化した本土に復員軍人など約600万人を超える引き揚げ者を受け入れることとなった。国内人口は、20年11月の7,200万人から23年には一挙に8,000万人に急膨張した。

一方、生産設備能力も、戦災のみでなく、企業整備などによる間接的被害により著しく劣悪な状態となり、その消耗額は国富の約40%とも算出されている。終戦当時における日本の経済力についてみると、戦前（昭9～11）の約1/2の水準に逆戻りし、当然のことながら失業者は激増した。

また、終戦当時における代表的な物資の生産能力の残存率をみると、表2-1に示すとおりである。特に生活必需品の生産能力の減退が著しく、織物関係の生産能力に至っては3割程度にまで低下していたことがわかる。

表2-1 終戦時における生産能力の残存率  
(単位：%)

業種	残存率	業種	残存率
電力 火力	53.5	自動車	42.0
電力 水力	102.6	自転車	20.0
石灰窒素	96.6	石鹼	35.9
パルプ R.P	94.8	人絹糸	24.7
パルプ S.P	89.6	スフ糸	40.7
鉄 鉄	98.1	絹人絹織物	33.9
鋼 材	100.5	毛織物	36.3
硫酸	85.5	洋紙	46.3
苛性ソーダ	64.3	アルミ	75.2
石油精製	38.5	工作機械	63.1

資料：『日本金融百年史』より作成。  
(経済安定本部調査)

さらに20年の米作は、例年がない干ばつも加わって8分の作柄であった。この食糧不足は世界的な規模で、しかも、朝鮮・台湾米の入荷も途絶し、主食の遅配・欠配が続いた。そして、パニック状態にも似た食糧事情の悪化から、国民生活は、インフレーションとヤミの不協和音のなかに明け暮れた。ことに戦災都市では、食糧はもとより生活必需物資の窮乏に加えて、住むに家なく、住宅事情もますます悪化の一途をたどった。

表2-2 主要国の卸売物価指数(昭和4年=1.0)

年平均	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア
昭和4	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
11	1.0	0.8	0.8	0.8	0.7	0.8
19	2.2	1.1	1.5	0.9	2.7	8.6
20	3.3	1.1	1.5	…	3.9	20.6
21	15.1	1.3	1.5	…	6.7	28.9
22	44.8	1.6	1.7	…	10.2	51.6
23	119.0	1.7	1.9	4.1	17.7	54.5
24	194.2	1.6	2.0	4.1	19.7	51.3
25	229.6	1.7	2.4	4.0	21.3	48.6
26	318.6	1.9	2.8	4.7	27.2	55.5
27	324.8	1.9	2.8	4.9	28.5	52.3
28	327.1	1.8	2.8	4.7	27.2	52.3
29	324.8	1.8	2.8	4.7	26.6	51.8
30	319.0	1.8	2.9	4.7	26.6	52.3

資料：「明治以降本邦主要経済統計」より作成。

かくて、日本経済は、終戦と同時に以後数年間はまったく混迷をきわめたままの状態で推移した。そして、潜在化していたインフレーションは、終戦とともに爆発的に進行し始めた。巷では、ヤミ商人が氾濫し、配給統制組織が大混乱となり、インフレはいっそう悪性となって高進した。このため、一部農民などを除く大多数の国民が“タケノコ生活”を強いられ、一方では、ヤミ成金がはびこり、現金の農漁村への流入が顕著となった。

表2-2が示すとおり、わが国は諸外国に比べ、戦後数年間は著しい物価騰貴を招き、悪性インフレ時代を迎えた。卸売物価に同調して消費者物価指数も、東京都の場合、20年9月から21年2月までの間に約2倍に暴騰し、生産の停滞により経済情勢は悪化し、国民生活は危機的様相を強めるに至った。

### 経済民主化政策の推進

終戦当時の日本は、政治・経済を問わずすべての政策が連合国最高司令官総司令部（GHQ）の管理下におかれ、日本政府自らの決定による施策は何ひとつ許されなかったのが実情であった。

占領初期におけるGHQの方針は、日本における軍国主義の根絶を基幹とし、戦争能力の壊滅と政治・経済の民主化を重点とする政策を優先させることであった。

このような基本政策に基づいて、20年10月、民主化の内容を具体的に示したいわゆる5大改革—婦人の解放、労働組合の助成、教育の民主化、専制政治の廃止、経済機構の民主化—が指令され、以後、矢継ぎ早に非軍事化と民主化の基調に基づく

指令が出された。すなわち、財閥の解体、農地改革、労働改革の3つを根幹とし、独占禁止、金融制度の改革、農業会の解散などの旧来の諸制度の改革が一挙に進められたのであった。

### 預金封鎖と新円の発行

終戦と同時にインフレーションが国内に拡大したが、さらに、GHQの指令により財産税賦課の問題が巷間に流布されるに及んで、預・貯金の支払い制限や日銀券の切り替え問題などが論議を呼び、昭和20年9月まで増勢を続けていた預・貯金は、翌10月、急激に減少に転じた。そして、ヤミ取引が蔓延し、インフレは悪性となってとどまるところを知らない様相を呈した。

このような非常事態に対応して、政府ならびに日本銀行では、同年12月、預金支払い制限実行の方針を定め、新旧日銀券引き換えの準備を進めた。そして、ついに21年2月16日、経済危機緊急対策を発表し、翌2月17日、「金融緊急措置令」「日本銀行券預入令」「臨時財産調査令」「物価対策基本要綱」「隠匿物資等緊急措置令」「緊急就業対策」「国民生活用品の統制に関する措置」などを公布し、即日施行した。

これら一連の非常措置は、20年9月から21年1月までの間、預金の払い出しが急増し、日本銀行の救済がないかぎりパニックの発生必至との観測に基づく緊急対策であって、“総合インフレ対策”と呼ばれた。

金融緊急措置令は、21年2月17日現在において金融機関の預・貯金を一度凍結し、その後は、一定金額の現金支払いおよび封鎖預金支払いを認めようとするものであった。

日本銀行券預入令は、拾円券以上（のちに5円券以上と改正）の日銀券はすべて21年3月3日以降強制通用力を喪失させるとともに、3月7日限り金融機関に預入させ封鎖預金とする。と同時に、2月25日以降新券（証紙貼付の旧券を含む）を発行し、3月7日まで一定金額に限り新円との引き換えを認めるほかは封鎖預金とするというものであった。

臨時財産調査令は、旧券の強制通用力が消滅する3月3日午前零時における預・貯金、有価証券、信託、無尽などの金券財産の申告を4月2日（のちに4月9日に延期）までに税務署あてに提出することを義務づけるものであった。

この結果、2月、3月における金融機関の預・貯金の残高は急激に増加した。

## 2. 戦時補償の打ち切りと再建整備

### 戦時補償の打ち切り

政府は、国家総動員法、軍需会社法などに基づいて、軍需品の代金支払いなどの損失を補償することを公約してきたが、終戦と同時に総額約1,000億円ともいわれた巨額の戦時補償の支払いをめぐり、各界に論議を呼ぶこととなった。

これに対しGHQは、昭和20年11月24日、日本政府に戦時利得税、財産税の創設、軍需補償の凍結、軍人恩給の停止などを命じた。そして翌21年5月31日、GHQは、戦時補償特別税を100%賦課し、支払うと同時に全額取り上げるという厳しい案を日本政府に内示した。

政府は、同年8月8日の臨時閣議で軍需補償打ち切りの根本方針を決定し、8月12日、「戦後経済再建整備に関する措置大綱」を発表した。そして10月30日、「戦時補償特別措置法」を施行して戦時補償を実質的に打ち切った。企業に対する補償は株主、事業者および貸出を行った債権銀行などすべてが国家とともに戦時補償打ち切りによる損失を負担すべきである、という方針により決定されたものであった。

### 金融機関再建整備

政府は昭和21年8月11日「金融緊急措置令施行規則」の一部を改正し、封鎖預金を第1と第2の両種に区分して第2封鎖預金を凍結する措置を講じた。次いで、8月15日「金融機関経理応急措置法」を公布施行した。これにより、日本銀行および郵便局以外のすべての金融機関は、21年8月11日午前零時現在で資産および負債を新旧両勘定に分離することになった。

また、8月15日、「会社経理応急措置法」を公布施行し、戦時補償請求権を有する会社を特別経理会社として指定し、その後の生産活動に必要な資産を新勘定に所属させ、その他の財産を旧勘定とし、戦時補償打ち切りによって債務超過または支払い不能に陥るおそれのある企業の自主的再建への応急措置を講じた。

さらに10月30日、「企業再建整備法」と「金融機関再建整備法」が施行され、補償打ち切りによって生ずる損失の適正な処理が図られた。

かくて、22年末には地方銀行など一部の銀行の整理が進み、中間処理を完了して、第2封鎖預金のうちの切り捨て超過分が第1封鎖預金に移管された。その後、紆余曲折を経ながら23年5月、ようやく最終処理が完了し、金融機関は23年4月1日に

さかのぼって一斉に新旧勘定の合併を実行した。

### ドッジラインから安定恐慌へ

世界情勢をみると、ソビエトとアメリカを中心とする東西両陣営の対立は、ヨーロッパだけでなくアジアでも激化していた。そこでアメリカは、西欧諸国への経済援助を積極的に進めるとともに、対日政策を大きく転換させ、経済援助により日本経済を早急に再建・自立させ、強化・安定を意図するようになった。そしてGHQは、昭和23年7月、日本政府に対して「経済安定10原則」を、同年11月には「企業合理化3原則」を、さらに翌12月18日には「経済安定9原則」を発表し、日本経済の自立復興をはかった。そして、24年2月1日、GHQ経済顧問としてデトロイト銀行頭取ジョセフ・ドッジが来日し、経済安定9原則をいわゆる“ドッジライン”として強力に推進させることになった。

さらに24年4月23日、1ドル360円の単一為替レートが設定され、同月25日から実施された。

ドッジラインは、日本経済を一応安定の軌道に乗せたが、きわめてドラスチックな対処策であったため日本経済に激しい衝撃を与えた。そして、深刻な金詰まりを生み、国内需要も輸出も停滞して一種の安定恐慌を引き起こした。その打撃を特に深刻に受けたのは中小企業であり、この時期、整理・倒産が相次ぎ、完全失業者は23年12月の26万人から24年12月には34万人に増加した。

## 3. 朝鮮戦争から経済復興へ

### 特需・輸出で回生

ドッジラインの下で深刻な安定恐慌に見舞われていた日本経済は、1950年(昭25)6月25日に勃発した朝鮮戦争によって、第1次世界大戦時の“大戦景気”と同じブームが訪れ、繁栄へと向かった。対岸の戦火が不況下にあった日本経済の“救いの神”となったことは、まぎれもない事実であった。

日本の産業に対する第一の刺激は、朝鮮地域国連軍の軍用資材の発注、つまり“特需”であった。特需の内容は、繊維製品およびトラック、機関車、鉄道資材、ドラムかん、有刺鉄線などの調達から、海運、造船、通信サービスなど広範囲に及んだ。さらに金属、機械をはじめ、セメント、肥料、化学薬品などを中心に設備拡

張と在庫投資が活発となり、急速に輸出が増加した。

この結果、安定恐慌下の日本経済は急激によみがえり、国際収支が好転した。鉱工業生産指数は、21年には戦前（昭9～11平均100）の30.7%まで落ち込んで最低となっていたが、22年以降逐年増加し、26年には114.4%となって戦前の水準をしのぎ、経済自立への確かな展望を開くこととなった。また、実質国民所得は、21年度には戦前の約57%にすぎなかったが、25年には99%と戦前に近づき、26年には107%と戦前の水準に回復した。国民総生産も、26年度は前年比37.9%と空前の上昇を示した。

さらに物価の動きをみると、ドッジライン以来おおむね横ばい、もしくは微落の傾向にあったが、朝鮮戦争勃発後、各国の買い急ぎにより、繊維および金属類を中心に26年3月までに約90%も上昇した。また、26年3月までの間に卸売物価は45%、消費者物価は20%上昇した。これは、国際商品の騰貴が輸入価格の引き上げを通してもたらされた物価上昇であることから“貿易インフレ”とも呼ばれた。

政府および日本銀行では、輸入金融を優遇して輸入原材料のコスト低下を図ったが、国内における物資の需給関係が逼迫し、特需の増大、生産の拡大、金融緩和およびインフレマインドの復活などによって企業の設備投資が急激に増大した。そして、このことが当時の金融体制からオーバーローンの激化を引き起こし、全国銀行の預貸率は、24年末の86%から25年末には95%となった。

### 休戦による反動不況

朝鮮戦争によって日本経済は急激に活況を呈したが、昭和26年春、アメリカの戦略物資買い付け停止とともに国際商品価格が急落し、輸出が伸び悩む一方、輸出品の相場も軟調となった。さらに、同年6月から朝鮮戦争の休戦交渉が進められ、また、同年9月には対日講和条約が調印されるなど情勢が急変し、特需の先細りや対日援助資金の打ち切り懸念など悲観的ムードが高まった。このため、高値輸入品を抱えたメーカーは原料高の製品安に悩むものが多く、貿易商社や繊維問屋のなかには整理・倒産が続出し、滞貨融資や救済融資の要請が強まり、半恐慌的事態が発生した。

こうしたなかで、26年10月、日本銀行は公定歩合を引き上げ、高率適用を強化するなど金融引き締めを持続したが、物価や鉱工業生産指数は依然として上昇した。しかし、朝鮮戦争の休戦交渉開始による反動不況の影響は意外に短期間で収束し、

27年からいわゆる“投資ブーム”に向かうこととなった。

### 冷戦需要と新市場の開発

昭和27年に入ると、4月28日に対日平和条約が発効し、日本は、国際社会の一員として自立的に経済政策を推進できるようになったが、朝鮮戦争ブーム時における急速な設備投資の結果、生産過剰と滞貨増大の気配となった。

しかし、26年以降、東西両陣営のいわゆる“冷たい戦争”はいっそう激しさを加え、そのためアメリカによる復旧資材の調達や東南アジア開発援助物資需要が新たに発生した。一方、企業は国内市場の新たな開発に目を向け、消費者の購買力を喚起したことから内需ブームを引き起こした。

こうして、生産は世界一の上昇率を示し、消費水準も累月上向いて投資・消費景気が展開され、経済は拡大の方向に進んだため、翌28年秋には国際収支が悪化した。そこで、日本銀行では金融の引き締めを実施し、政府もこれに同調して、29年度予算は「1兆円予算」の緊縮財政を決定、独立後初の「財政」と「金融」が一体となつての金融引き締め策を推進することとなった。そして、29年春ごろから西欧諸国の景気回復に支えられて輸出が著しく好転し、国際収支は、28年の2億ドルの赤字から29年には一挙に1億ドルの黒字と急速に改善された。

## 4. 戦後金融制度の整備

### 金融制度の変貌

戦後は、まず、戦時金融金庫、南方開発金庫などの特別戦時金融機関や、朝鮮銀行、台湾銀行などが廃止された。また、戦前から外国為替業務の中心的機関として世界各地に30カ店余の店舗を設けていた横浜正金銀行が昭和22年1月、普通銀行である東京銀行に転換した。さらに25年には、特別銀行の日本興業銀行、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行が普通銀行に転換した。なお、終戦時に残っていた少数の貯蓄銀行は、普通銀行に転換あるいは吸収され、まったく姿を消した。また、信託会社は、戦後のインフレーションによって経営が不振をきわめたが、再建整備を機に信託業務を兼営する銀行として存続し、信託銀行と呼ばれることになった。

一方、22年1月、復興金融金庫が開業するなど幾つかの政府系金融機関が設立された。

かくて、経済情勢が正常化するに従って、各金融機関は次第に整備されていった。そして、戦前の金融制度への復帰傾向がみられ、長期信用銀行（日本興業銀行、日本長期信用銀行）、外国為替銀行（東京銀行）、信託銀行など、それぞれ従前の目的に沿ってその役割を演ずるようになった。また、相互銀行、信用金庫が庶民金融機関としての地歩を固めていったほか、政府系金融機関が続々誕生し、各部門ごとに新しい発展がみられた。

### 長期金融機関の整備

ドッジラインの実施により復興金融金庫の新規貸出が停止されたため、産業界は著しい資金不足に見舞われた。特に朝鮮戦争による特需ブームの出現以降、長期設備資金の不足は深刻な問題となった。

そこで政府は、昭和25年12月、日本輸出銀行（昭27日本輸出入銀行と改称）を政府金融機関として設立し、長期輸出資金の供給を行っていたが、27年4月から重要輸入原材料確保のため長期契約による輸入資金の供給をも行うようになった。

また、復興金融金庫に代わって長期設備資金の供給にあたってきたアメリカの対日援助物資支払代金積立、いわゆる“見返り資金”に代り、26年4月、日本開発銀行が設立された。次いで政府は、27年6月に「長期信用銀行法」を公布（12.1施行）して、日本興業銀行をこの法律に基づく銀行（長期信用銀行）に転換し、同年12月には日本長期信用銀行を設立した。

このほか政府は、長期・低利の金融を円滑にするため、各分野に応じた金融機関を設立した。すなわち、従来、大衆金融機関としての役割を演じてきた庶民金庫および恩給金庫を継承して、24年5月に国民金融公庫を、住宅に必要な長期・低利資金の供給を目的として25年5月に住宅金融公庫を、民間金融機関では融資しがたい長期資金の中小企業向け融資を目的として28年8月に中小企業金融公庫を、農林漁業の生産力の維持・振興を目的として旧復興金融金庫の融資の一部などを継承して28年4月に農林漁業金融公庫を、それぞれ設立した。

### 中小企業金融機関の整備

中小企業は、その信用・担保などの点から、とかく銀行の融資対象となりにくい点が多かったため、組合組織を活用し金融の相互扶助が発達してきた。

昭和24年6月には「中小企業等協同組合法」が公布され（7.1施行）、これにより



信用事業を専門に行う信用協同組合に移行するものが多かったが、これらは26年6月に「信用金庫法」が公布施行されるに及んで、信用金庫、信用協同組合として預金および貸付金の業務を行うようになった。

また、中小企業への金融制度の不備に対し非難が集中して政治問題化したことから、政府は、「一県一行主義」に修正を加えることを公表した。ここに新銀行設立の動きがにわかに活発となり、25年10月、盛岡市に東北銀行が設立されたのをはじめ、29年2月、高岡市に富山産業銀行（現富山銀行）が設立されるまで、新たに12行の地方銀行が誕生した。その後、同年6月に至り、再び政府は銀行新設を抑制する方針に戻った。

また、中小企業金融機関、庶民金融機関として古くから特殊な発達をしてきた無尽会社を対象とした新しい金融制度を創設することとし、26年6月、「相互銀行法」を公布施行した。これにより従来が無尽会社の大部分が相互銀行に改組し、29年末には新設を含み71行に達した。

そのほか、22年に新たに設立された農業協同組合、28年に設立された労働金庫などがあり、いずれも目覚ましい発展ぶりが注目された。

なお、中小企業融資に深い関係を有する信用保証制度についてみると、信用保証機関が政府の奨励により23年以降新設されたが、28年8月には「信用保証協会法」の公布施行により、各都府県に特別法人として信用保証協会が誕生して中小企業への金融が比較的円滑に行われるなど整備・強化された。

## 5. 戦後の県内産業と経済

### 終戦時の県内経済

新潟県における唯一の戦災都市である長岡市を除き、終戦直後における県内の工場は、ほとんど戦災を免れたとはいえ約70%が操業停止の状態となっていた。

世相の混乱に乗じて、全国各地に徒党を組んで米の配給所を襲うという事件が相次いだ。県内でも小須戸、松ヶ崎、柏崎の配給所で米が盗難に遭い、新潟、長岡、高田など幾多の配給所が襲われたのもこのころであった。

日常生活用品のすべてが不足するなかで、ヤミ市には不思議なほどいろいろな物資が販売されていた。20年秋には、長岡市の焼け跡や新潟市本町通などにもヤミ市が立ち、“中古品物々交換所”なども現れた。なかにはたばこの品不足から刻みた

ばこを一服10銭で吸わせる“一服屋”という商売も現れたりした。終戦と同時に県内経済は、食糧と日用品の不足を中心に大混乱に陥り、物資不足からヤミ価格は暴騰に暴騰を重ねた(表2-3)。

また、終戦直後の県内産業は激しいインフレーションのため、製品を生産し販売するよりも、生産を休止して原材料として保持しているほうが利益になるということで、休業や工場閉鎖が相次いだ。

しかし、戦時中に兵器や軍需用品の部分品などを生産してきた三条市や燕町の金物工業の一部には、終戦と同時に民需産業へ迅速に転換し、なべ、かま、弁当箱などの日用品や農機具の製造を手がけるなど、復興への変身の目覚ましいものもみられた。

戦前から県内産業の中心として発展してきた繊維工業は、戦時中、企業整備により軍需工場への転換を余儀なくされ大幅に設備を喪失したため、回復にはやや手間取ったが、図2-1(新潟県の繊維製品総生産額年次別推移表)にみられるとおり、本格的な復興は、25年以降となった。

化学工業は、食糧増産のため化学肥料の生産が急務となったことから、県内では、電気化学工業(青海)、新潟硫酸(新潟)、日東硫曹(新潟)、信越化学(直江津)、昭和電工(鹿瀬)などが一斉に石灰窒素や硫酸アンモニアなどの生産を開始し、24年には全国の化学肥料総生産高の約60%を県内で生産するに至った。

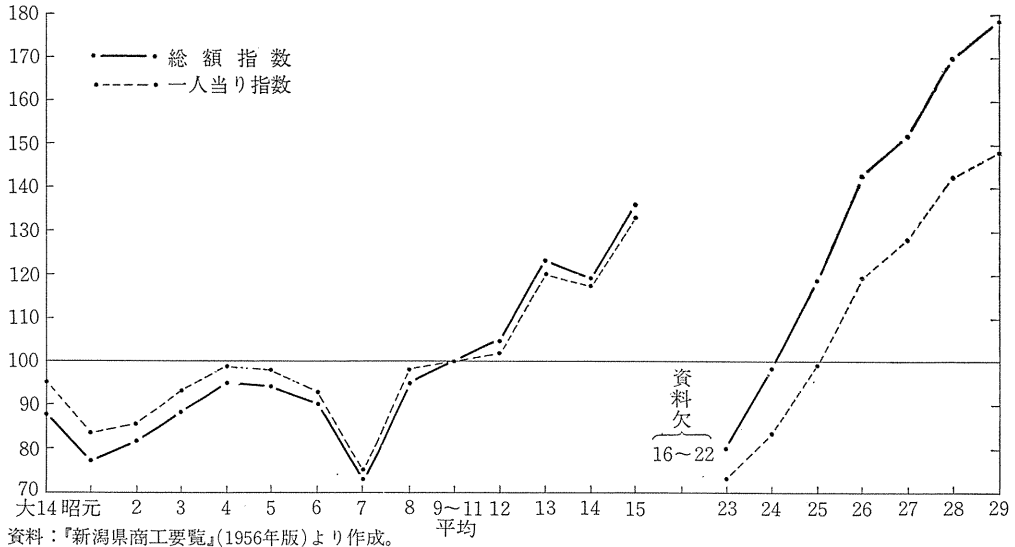
金属工業、機械工業では、新潟鉄工所が終戦直後、縄ない機、製粉機、菜種の搾油機およびなべ、かまなどを製造したが、賠償工場に指定された津上製作所(長岡)や島本鉄工所(新潟)などは復興が遅れた。県内の地場産業は、燕町の洋食器、三条市の金物、高田市の農機具など中小企業が主体であったため、民需産業への切り

表2-3 終戦直後の長岡における物価の動き (単位:円)

年	月	白米 (1升)	味噌 (100匁)	鶏卵 (100匁)	菜種油 (1升)	丸釘 (100匁)
昭和21.	1	35	18	21	350	13
	2	35	18	21	350	13
	3	40	18	21	350	13
	4	45	18	21	400	13
	5	60	20	21	400	13
	6	65	20	55	600	13
	7	90	26	63	650	13
	8	90	26	63	650	15
	9	60	25	70	650	18
	10	60	25	70	650	18
	11	65	25	70	700	18
	12	80	25	85	700	18
22.	1	...	30	105	700	...
	2	150	35	120	700	59
	3	150	40	90	800	...
	4	140	40	90	800	59
	5	140	40	87	800	167
	6	140	30	90	800	167
	7	150	25	90	800	106
	8	130	25	90	800	106
	9	100	25	112	750	106
	10	100	25	105	750	106
	11	100	25	134	750	106
	12	100	29	134	750	106

資料:『長岡経済三百年史』より作成。

図2-1 生産額の年次推移



替えが比較的スムーズに行われた。

一方、商業は、戦時中の統制強化により法人・個人を合わせて終戦当時の商店数は5万軒に減少し、ほとんど休業状態であったが、放出物資や、粗悪品ながら手持ち資材による製品が一般市場へ出回るようになったため、物品販売業者は復員軍人なども加わり、ヤミ屋、露店商、カツギ屋などとともに激増した。

県内の農業は、20年に主産物の米が凶作であったが、食糧不足からヤミ米価が日ごとに上昇し、農村景気を生んだ。21~22年からは、農地改革が始まって農業の生産構造が急変したが、地力回復や農業技術の発達によって、戦前の生産水準に回復したのは26年ころであった。

### 県内の農地改革と地主制度の崩壊

昭和21年から22年にかけて農地改革が進められ、農村の地主制度はほぼ完全に崩壊した。

表2-4によると、新潟県の農地改革前の小作地は総農地面積22万6,000町歩の

表2-4 新潟県の農地開放実績調査結果

改 革 前			改 革 の 実 績			
農 地 面 積	小 作 地	貸付1町以上	解 放 面 積	売渡された戸数	残 小 作 地	解 放 率
町 226,017	町 114,475	戸 10,290	町 99,422	戸 207,260	町 15,053	% 87

(注)：農地面積、小作地は昭和20.11.23現在。貸付1町以上は同19年調査。実績は同25.8.1現在。  
資料：『新潟の米百年史』より作成。

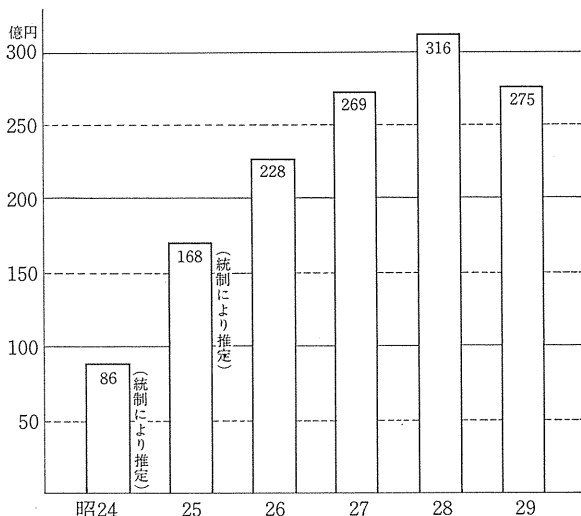
50.6%を占めていたが、改革後の残存小作地は約1万5,000町歩で総農地面積の6.7%となり、改革前小作地面積の13%に減少した。全耕地面積に占める小作地の割合は、25年8月現在で全国平均は9.9%であり、長野県は10.7%、山形県は8.3%であった。これに比較して新潟県の場合には、財産税として物納された農地をも含め6.7%であり、かなり徹底した農地解放が行われたことが知られよう。一方、農地改革前に約4万戸であった自作農は、改革後の25年に10万戸が新たに創設されて14万戸となった。

自作農が急速に増加するとともに、耕地整理、農地改良、動力農機具の普及、豊富になった肥料、新しい農薬などにより地力が回復し、米の生産が増大した。次いで、25年以後は稲熱病の大量発生、風水害、冷害などの影響を被ったが総体では大きく生産が向上し、30年にはまれにみる豊作となり、農村は潤った(表2-5)。

### 県内産業の復興

次に、新潟県内の産業の復興状況について概観すると、県内の産業は、昭和23～

図2-2 新潟県の繊維製品総生産額年次別推移表



資料：『新潟県商工要覧』(1956年版)より作成。

表2-5 米の生産高の推移

(単位：千石、%)

年次	新潟県(A)	全国(B)	(A) (B)
昭和20	2,716	39,149	6.9
21	3,551	61,386	5.8
22	3,815	58,652	6.5
23	4,703	66,439	7.1
24	4,446	62,553	7.1
25	3,928	64,339	6.1
26	4,136	60,278	6.9
27	3,894	66,152	5.9
28	3,742	54,924	6.8
29	4,508	60,756	7.4
30	4,944	79,031	6.3

資料：『新潟県商工要覧』(1956年版)および『本邦経済統計』(昭和30年報)より作成。

24年ころから安定を取り戻し急速に回復に向かった。20年末の新潟県内工場数は9,500、その従業員6万4,000人、年生産額5億9,700万円であったが、23年には戦前の約80%程度に回復、25年末には工場数1万5,500、従業員11万4,000人、年生産額418億5,800万円と戦前を超える生産規模となり、工場数1.2倍、従業員数1.8倍、生産額70倍と着実に発展した。

図2-2(「生産額の年次推移」)に示すとおり、戦前の9～11年の指数を100とすると、23年には80%の生産水準に回復し、25年には総額で基準年次を上回った。しかし、1人当たりの生産額についてみると、24年には戦前の80%程度となり、その後急速に回復し、25年に戦前水準となり、26年には戦前水準を20%程度超えた。25年6月、朝鮮戦争が勃発し、特需ブームの影響により県内の生産も大幅な増加を続け、29年には戦前水準の180%、1人当たりの生産額も150%近くに達した。

27～28年に入ると、特需景気の落ち込みや過剰投資の負担と滞貨増などによって一部に不振産業が目立ち、機業地零細業者の倒産がみられた。しかし、29年春ころから世界的な景気回復がみられ、わが国の輸出も好転するようになった。

新潟県の産業界は、中小企業の伸展にも目覚ましいものがあり、このころを機に戦後の復興期から大きな前進をみせ、29年の工業生産統計によると、県内工場の従業員数は12万2,000人、生産額は942億円に達した。

そして、県内工業では、表2-6にみられるとおり、化学工業、紡織工業、機械工業および金属工業が中心をなすようになった。また、食品工業の伸展も米産県の本県の特徴として注目されるところである。

化学工業では、水力電気と天然ガス、石灰石など、恵まれた地下資源により曹達、化学肥料、硫酸、石油精製、カーバイド、セメント、紙、メタノールなどの生産が著しかった。紡織工業では、紬、明石、羽二重などの高級織物のほかに合成繊維織物の台頭と発展が目覚ましく、メリヤス製品の開発が進んだのもこのころであった。機械工業では、内燃機関、工作機械、ミシン、紡織機械、農機具、石油さく井機、タバコ機械、その他の精密機械、輸送機械などが主要製品として生産された。洋食器では、燕地区の中小企業を中心に輸出用として飛躍的な発展をみせ、29年には国

表2-6 新潟県業種別工業生産額の推移

(単位：百万円、%)

業種別	昭和10年	構成比	昭和15年	構成比	昭和21年	構成比	昭和25年	構成比	昭和29年	構成比
紡織	46	26.6	97	20.5	87	3.8	9,764	23.3	18,686	20.7
化学	73	42.2	157	33.1	946	41.7	14,650	35.0	30,617	34.0
金属	9	5.2	47	9.9	340	15.0	5,289	12.6	9,165	10.2
機械器具	11	6.3	94	19.8	468	20.6	4,371	10.5	12,195	13.5
製材木製品	4	2.3	23	4.9	121	5.4	3,067	7.3	5,572	6.2
食品	15	8.7	43	9.1	181	8.0	3,633	8.7	11,321	12.6
その他	15	8.7	13	2.7	125	5.5	1,084	2.6	2,537	2.8
合計	173	100.0	474	100.0	2,268	100.0	41,858	100.0	90,093	100.0

(注)：1) 化学には製紙、石油製品、ゴム、窯業を含む。

2) 昭和10～25年は全工場、昭和26～29年は4人以上の工場。

資料：『新潟県商工要覧』(1956年版)より作成。

内洋食器生産の99%を占め県内輸出産業の中軸となった。木工業では、加茂のダンス、家具、建具、高田のスキーおよびフロリング、村上の堆朱などの伝統工芸が復活し、戦後再びその声価を高めるに至った。また、利器工匠具は、三条を中心に復興し、生産額は全国生産の60%にまで達した。

なお、米穀統制の条件緩和もあり、米を原料とする各種の食品生産が活発になり、特に29年の米菓生産は全国生産の80%にも達した。

この間、新潟県の産業構造は、表2-7にみられるとおり、第1次産業の構成比が次第に低下し、30年には32.9%と1/3以下になったものの、全国平均の22.7%に比較すればまだかなりの高水準を保っており、農業県から脱皮することが容易でなかったことを物語っている。一方、第3次産業は次第にその構成比を高め、30年には43.8%と全国平均の47.1%に近づく伸びを示した。また、第2次産業は全国平均の構成比がほぼ横ばいに推移するなかで、むしろ漸減傾向をたどったのが特徴的であ

表2-7 新潟県の産業別生産所得および構成比の推移

(単位：百万円)

産 業 別		昭和23年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年
第 一 次 産 業	農 業	17,415	23,246	32,254	33,994	33,816	43,012	49,322
	林 業	824	2,182	2,900	3,496	3,915	4,392	4,124
	水 産 業	159	1,123	1,208	1,455	1,281	1,434	1,899
	小 計	18,398	26,551	36,362	38,945	39,012	48,838	55,345
構成比(%)	新潟県	(44.0)	(36.2)	(35.1)	(33.0)	(28.9)	(31.7)	(32.9)
	全 国	(31.8)	(26.0)	(24.9)	(23.9)	(22.0)	(21.9)	(22.7)
第 二 次 産 業	鉱 業	435	769	1,048	1,189	1,270	1,163	1,297
	建 設 業	1,997	5,580	7,849	9,236	10,519	10,763	9,809
	製 造 業	9,375	9,832	16,265	18,130	22,470	24,296	28,085
	小 計	11,807	16,181	25,162	28,555	34,259	36,222	39,191
構成比(%)	新潟県	(28.2)	(22.1)	(24.3)	(24.2)	(25.4)	(23.5)	(23.3)
	全 国	(30.8)	(31.8)	(32.3)	(31.8)	(31.9)	(30.9)	(30.2)
第 三 次 産 業	卸・小売業	3,476	11,470	17,283	20,744	24,301	26,202	27,231
	金融保険不動産業	325	1,977	2,554	2,899	4,402	5,078	6,348
	運輸通信・公益業	3,375	6,808	8,191	9,696	11,431	12,644	13,648
	サービス業	677	7,803	10,896	13,361	16,541	18,885	19,797
	公務その他	3,772	2,547	3,238	3,809	5,195	6,145	6,688
	小 計	11,625	30,605	42,162	50,509	61,870	68,954	73,712
構成比(%)	新潟県	(27.8)	(41.7)	(40.6)	(42.8)	(45.7)	(44.8)	(43.8)
	全 国	(37.4)	(42.2)	(42.8)	(44.3)	(46.1)	(47.2)	(47.1)
総額(新潟県内生産所得)		41,830	73,337	103,686	118,009	135,141	154,014	168,248
県内所得の全国構成比(%)		( 2.1)	( 2.2)	( 2.3)	( 2.3)	( 2.3)	( 2.5)	( 2.5)

(注)：1)「公務その他」には分類不能を含む。

2)「構成比(%)」は、新潟県または全国における各産業別の構成比を表す。

3)「県内所得の全国構成比(%)」は、新潟県内の生産所得の国内総生産所得に対する比率を表す。

資料：『明治以降本邦主要経済統計』および『新潟県農地改革史』より作成。

る。しかし、県内生産所得の国内総生産所得に占める比率をみると、23年の2.1%が29年には2.5%に達し、新潟県の経済的地位が着実に向上してきたことがうかがわれる。

### 県内金融機関の動向

終戦時の新潟県には、日本銀行新潟支店をはじめ、県内地元銀行として当行および第四銀行があり、このほか、日本勧業銀行、日本貯蓄銀行、八十二銀行など県外銀行の支店があった。

戦後、金融制度の改革や行政指導の転換により、県内にも各種の金融機関が新たに開設されることになった。昭和20年末から23年末にかけて、戦災を免れ、良港を控えた将来性豊かな新潟市を目指して、次のような銀行が新たに店舗を開設した。

- 昭和20年12月 帝国銀行新潟支店（昭23.10第一・三井両行への分離により帝国銀行〈現三井銀行〉新潟支店となる）
- 21年1月 安田信託新潟支店（昭23.8中央信託銀行新潟支店、27.6安田信託銀行新潟支店となる）
- 21年8月 日本興業銀行富山支店新潟駐在員事務所（昭25.12新潟支店に昇格）
- 22年1月 安田銀行新潟支店（昭23.10富士銀行新潟支店となる）
  - ” 復興金融金庫新潟支所
- 22年2月 三菱銀行新潟支店
  - ” 住友銀行新潟支店
- 23年10月 北陸銀行新潟支店

次いで、政府系金融機関では、21年7月、商工組合中央金庫新潟出張所が開設され、27年3月には支所に昇格した。また、国民金融公庫は、24年6月に新潟支所、次いで、30年9月には長岡支所をそれぞれ開設した。このほか、27年6月には新潟県労働金庫が創設された。

26年6月、「相互銀行法」の公布施行により、同年10月、新潟無尽が新潟相互銀行（本店新潟市）、大光無尽が大光相互銀行（本店長岡市）としてそれぞれ新発足した。また、24年6月、「中小企業等協同組合法」の公布（7.1施行）に伴い、25年4月、新潟県商工信用協同組合（本店新潟市、昭34新潟県信用組合と改称）が開業した。その後、26年6月、「信用金庫法」の公布施行に伴い、26年10月、新潟信用組合が新潟

信用金庫に改組するなど、その後信用金庫の発足が相次いだ。

また、農業協同組合は、22年11月に公布された「農業協同組合法」に基づき、農村民主化の一端として従来の農業会に代わって設立されたものであったが、農業の振興とともに大きく発展した。さらに、中小企業に対する融資を円滑にするため、24年に新潟県信用保証協会が社団法人として設立されたが、その後28年8月、「信用保証協会法」の公布施行により、30年4月、現在の特殊法人に改組し業務活動を活発に展開した。

30年における県内金融機関は、普通銀行の本支店合わせて153店舗、相互銀行66店舗および信用金庫、信用組合50店舗、合計269店舗であった。このうち新潟市内に46店舗、長岡市内に18店舗、高田市に12店舗、三条市内に14店舗と4市内に合計で $\frac{1}{3}$ の90店舗が存在しており、都市部に集中していることがわかる。

### 県内の金融情勢

終戦直後における県内の金融界の概況は、まず、敗戦による虚脱状態のなかで食糧不安から預金の払い出しが続出し、財産税問題と換物の動きがこれに拍車をかけた。

21年2月に公布施行された「金融緊急措置令」による県内における旧円の回収は約13億円、また、3月末における新円の流通額は約4億円にとどまった。その後生活資金、事業資金および政府資金など新円の支払いは激増したが、新円の預け入れはきわめて低調であった。全国的な救国貯蓄運動の展開と、21年11月19日に発足した新潟地方通貨安定委員会の強力な貯蓄啓蒙運動によって、21年末には県内金融機関の預・貯金もようやく増勢に転じた。

22年以降は、表2-8にみられるとおり、インフレが最高潮に達した23年末には155億円、朝鮮戦争後の26年末には336億円となり、29年末には733億円と21年末の15.37倍に達した。

この間、銀行の預金シェアは、22年末に農村の好況から農協（当時農業会）貯金が著増したため、一時的に47.8%に低下したが、その後50%台を維持し、相互銀行、信用組合、信用金庫などの戦後新発足した金融機関の預・貯金は、店舗の増設もあってシェアの拡大が顕著であった。一方、農協貯金は、戦後の食糧事情を反映して好調を続け、そのシェアも22年末には37.1%のピークに達したが、24年以降ドッジラインによる農村の金詰りと他金融機関の農村への進出などによって、26年以降20



表2-8 新潟県内主要金融機関預・貯金残高の推移

(単位：百万円)

区分	年末	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
銀行		2,387 (50.0)	3,408 (47.8)	7,924 (51.1)	11,027 (54.0)	12,191 (53.4)	18,130 (53.8)	24,291 (53.7)	31,748 (53.4)	36,972 (50.4)
相互銀行 (無尽会社)		118 (2.5)	190 (2.7)	513 (3.3)	1,008 (4.9)	1,042 (4.6)	2,171 (6.4)	3,382 (7.5)	5,205 (8.8)	7,019 (9.6)
信用組合および 信用金庫		44 (0.9)	61 (0.8)	149 (1.0)	306 (1.5)	456 (2.0)	1,038 (3.1)	1,797 (4.0)	2,599 (4.4)	3,527 (4.8)
農業協同組合 (農業会)		1,351 (28.3)	2,638 (37.1)	5,642 (36.3)	5,810 (28.4)	5,962 (26.1)	7,686 (22.8)	9,740 (21.5)	12,246 (20.6)	15,542 (21.2)
郵便局		831 (17.4)	774 (10.9)	1,232 (7.9)	2,099 (10.3)	2,950 (12.9)	3,700 (11.0)	4,848 (10.7)	6,328 (10.6)	8,725 (11.9)
その他		42 (0.9)	50 (0.7)	66 (0.4)	176 (0.9)	236 (1.0)	966 (2.9)	1,181 (2.6)	1,319 (2.2)	1,595 (2.1)
合計		4,773 (100.0)	7,121 (100.0)	15,526 (100.0)	20,426 (100.0)	22,837 (100.0)	33,691 (100.0)	45,239 (100.0)	59,445 (100.0)	73,380 (100.0)

(注)：カッコ内はシェア(%)。

資料：『新潟県統計書』、『新潟県年鑑』その他より作成。

表2-9 新潟県内主要金融機関貸出金残高の推移

(単位：百万円)

区分	年末	昭和21年	昭和22年	昭和23年	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年
銀行		773 (89.5)	1,207 (81.9)	3,924 (85.7)	7,323 (81.8)	9,963 (83.9)	13,279 (75.6)	16,607 (72.3)	22,104 (69.9)	24,029 (64.9)
相互銀行 (無尽会社)		38 (4.4)	63 (4.3)	178 (3.9)	323 (3.6)	408 (3.4)	2,132 (12.1)	3,138 (13.7)	4,870 (15.4)	6,271 (16.9)
信用組合および 信用金庫		2 (0.2)	20 (1.4)	73 (1.6)	220 (2.5)	327 (2.8)	750 (4.3)	1,329 (5.8)	2,071 (6.5)	2,756 (7.5)
農業協同組合 (農業会)		51 (5.9)	183 (12.4)	405 (8.8)	1,080 (12.1)	1,174 (9.9)	1,404 (8.0)	1,898 (8.2)	2,580 (8.2)	3,974 (10.7)
合計		864 (100.0)	1,473 (100.0)	4,580 (100.0)	8,946 (100.0)	11,872 (100.0)	17,565 (100.0)	22,972 (100.0)	31,625 (100.0)	37,030 (100.0)

(注)：カッコ内はシェア(%)。

資料：『新潟県統計書』、『新潟県年鑑』その他より作成。

～22%台に低迷した。

次に、県内金融機関の貸出金の推移をみると、表2-9に示すとおり、戦後の県内産業の復興に伴って、23年末には45億円、24年末には89億円に増大した。さらに、朝鮮戦争による特需ブームを反映して、機械・金属・繊維工業などの資金需要が増大し、25年末には118億円と初めて100億円台に達した。その後も年間30%を上回る増加率を続けて、28年末には316億円に達し、預貸率も25年以降50%台を維持した。

しかし、銀行の貸出金シェアは、26年以降漸減傾向をたどり、28年末には70%を割り、29年末には64.9%と大幅な低下を示した。これに反し、相互銀行、信用組合、信用金庫の貸出金は、中小企業や商店などの活発な資金需要に支えられて、貸出金

シェアを着実に拡大した。

なお、29年9月末における県内銀行の業種別貸出残高は、表2-10のとおり、工業が50.8%と1/2以上を占め、商業の30.4%がこれに次いだ。

一方、県内における通貨の滞留状況をみると、表2-11に示すとおり、戦後の深刻な食糧危機を反映して、農漁村への通貨滞留が顕著であった。23年末の農漁村への滞留は、60%近い高率を示し、24年以降ドッジラインの影響を受けて漸減傾向をたどったものの、なお年末現在では1/3程度を占めた。また、6月末と12月末の比較では、かなりの増減がみられるが、これは、多額の産米代金が10月下旬以降12月を頂点に農村に流入して滞留し、その後購買力となって減少するためで、20年代における県内経済の特質でもあった。

表2-10 新潟県内銀行業種別貸出残高  
(単位：百万円)

業 種		昭和29.9末	構成比(%)
鉱 業		55	0.3
工 業	金 属	1,009	4.5
	機 械	1,780	7.9
	窯 業	126	0.6
	化 学	2,327	10.4
	織 維	3,847	17.2
	木 製 品	650	2.9
	食 品	1,289	5.7
そ の 他	359	1.6	
小 計		11,387	50.8
建 設 業		680	3.0
農 林 業		438	2.0
水 産 業		104	0.4
公 益 事 業		1,391	6.2
商 業		6,817	30.4
金 融 保 険 業		194	0.9
不 動 産 業		—	—
サ ー ビ ス 業		296	1.3
地 方 公 共 団 体		852	3.8
そ の 他		197	0.9
合 計		22,411	100.0

資料：『新潟県商工要覧』(1956年版)より作成。

表2-11 新潟県内通貨滞留状況の推移

(単位：百万円)

区分	年月末	昭和22.12	昭和23.6	昭和23.12	昭和24.6	昭和25.6	昭和26.6	昭和26.12	昭和27.6	昭和27.12	昭和28.6
生産部門		700 (15.8)	710 (17.8)	750 (10.1)	950 (17.3)	850 (15.7)	1,140 (15.8)	1,046 (10.6)	1,300 (15.3)	1,100 (10.5)	1,200 (14.1)
商業部門		1,050 (23.8)	1,470 (36.8)	1,500 (20.3)	1,900 (34.6)	2,100 (38.4)	3,080 (42.8)	3,474 (35.2)	3,700 (43.5)	4,000 (38.1)	3,500 (41.2)
一般消費者		300 (6.8)	250 (6.2)	300 (4.0)	450 (8.2)	470 (8.8)	580 (8.1)	859 (8.7)	670 (7.9)	900 (8.6)	700 (8.3)
農 漁 村		2,090 (47.3)	1,270 (31.7)	4,400 (59.5)	1,700 (30.9)	1,400 (25.4)	1,710 (23.7)	3,731 (37.8)	1,900 (22.4)	3,500 (33.3)	1,800 (21.1)
金融機関		280	300	450	500	630	690	760	930	1,000	1,300
その他		(6.3)	(7.5)	(6.1)	(9.0)	(11.7)	(9.6)	(7.7)	(10.9)	(9.5)	(15.3)
合 計		4,420 (100.0)	4,000 (100.0)	7,400 (100.0)	5,500 (100.0)	5,450 (100.0)	7,200 (100.0)	9,870 (100.0)	8,500 (100.0)	10,500 (100.0)	8,500 (100.0)

(注)：かっこ内はシェア(%)。

資料：『新潟県統計年鑑』、『新潟県年鑑』その他より作成(いずれも日本銀行新潟支店調べ)。

## 第2節 戦後における経営体制の整備と復興

### 1. 戦災店舗の復旧と支店網の拡充

#### 戦災店舗の復旧

昭和20年8月1日、米空軍の焼夷弾爆撃に遭い、当行は長岡市内の本支店の大部分を焼失し、直ちに応急措置を講じて営業を継続したが、その復旧は遅々としてはかどらなかった。

長岡市では、21年7月から長岡駅前的大手通をメインストリートとする都市計画を立て、「戦災復興土地区画整理事業」が実施された。整理区域は、長岡市の全市街地と隣接宮内町の一部を含む182万坪（約600万㎡）に及び、当初、道路幅が広すぎるとの市民の反対もあったが、まず市の中央部から着手された。

この都市計画により、当行の被災店舗の復興建築は遅延を余儀なくされた。

関東町支店が旧所在地、本館裏手の付属家焼け跡に店舗を新築し、仮営業所としていた殿町支店から復帰したのは21年7月29日であった。次いで、神田・新町の両支店が同じく旧所在地に店舗を新築し、同年8月12日、市内長町の仮営業所からそれぞれ移転した。千手支店は、同地区の大幅な区画整理と道路の拡張に手間取ったため、22年6月21日ようやく店舗新築を終え、仮営業所の殿町支店から同月23日に千手三丁目733番地乙に移転した。

本店は、20年8月9日から市内大手通二丁目の北越製紙(株)本社の1階を借り受けて仮営業所としていたが、次第に狭隘となったため、裏の土地に21年8月から木造の事務所を増築して執務していた。そして23年6月7日、表町三丁目の旧所在地に



復興が始まった本店付近

ようやく店舗の復興が成り復帰した。

また、これより遅れて、殿町支店も都市計画による道路拡幅によって戦災焼失を免れた本館の移動を余儀なくされ、25年6月4日から殿町三丁目471番地の倉庫を借り受けて営業していたが、同年12月4日、本館の移転工事を完了し、旧位置に復帰した。

これら戦災店舗の復興は、厳重な建築許可基準があったほか、木材やセメントをはじめ建築用資材に対する強い制約があり、大蔵省や戦災復興院などの管理下で推進されたものであった。

### 簡易店舗（特別支店）の設置とその背景

政府は、救国貯蓄運動を効果的に推進するため、各銀行に対して代理店、出張所の活用を指示し、それまで原則として新設を認めなかった店舗行政を転換し、預・貯金の受入と払戻のみを行う簡易店舗制度を積極的に認める方針に切り替えた。21年11月、大蔵省は日本銀行の各支店を通じて、簡易店舗設置の認可申請を至急提出するよう各銀行に通知した。そして日本銀行は、この簡易店舗を農村・漁村関連地区を重点に設置し、そこに滞留している資金を吸収するように指導を行った。

当行は、21年12月21日の取締役会において、村上、比角、能生の3特別支店の設置を決議し、翌22年1月15日、大蔵大臣あて設置認可申請書を提出したが、直ちに同月18日、3カ店とも認可する旨の連絡を受けた。時局への対応上きわめて緊急の措置であったことがわかる。

そして、まず22年2月1日、柏崎市本町七丁目272番地の1の元柏崎鉱山専門学校寄宿舎跡に比角特別支店を開設した。

次いで、同月14日には西頸城郡能生町大字能生7163番地に能生特別支店、岩船郡村上町大字村上1638番地に村上特別支店をそれぞれ開設した。能生特別支店は、能生谷一帯の農村およびその近辺の漁村の好況を勘案したものであった。村上特別支店は、この地区の農林・漁業関係を対象としたものであるが、特に同地は木材の県内屈指の集散地でもあった。

これらの簡易店舗は、のちに第1次簡易店舗とも称され、すべて住宅などを借り受け、必要最小限の内装にとどめ、金庫をはじめとする設備などもきわめて質素なものであった。

その後の第2次簡易店舗の設置申請については、GHQの干渉により認可基準が厳しくなったが、大蔵省当局の指導により各行とも申請を行った。

当行は、他行とのふくそうを避け、22年8月30日、沼垂、両津、巻、新津の特別支店を申請した。当初、両津、巻、新津の3特別支店のほか、認可条件の厳しくない「特別出張所」として新潟市の関屋方面、流作場方面、または山ノ下方面などとする案もあったが、最終的に沼垂特別支店を加えた4特別支店の設置申請を行い、

同年11月5日、その全部が認可された。そして翌12月1日、西蒲原郡巻町大字巻2207番地に巻特別支店を、同月8日、両津町大字夷201番地の1に両津特別支店を、また同月22日、中蒲原郡新津町大字新津3132番地、通称「二ノ町」に新津特別支店を次々と開設した。

当時の巻町地方は米の集散地として、また商業の中心地として知られ、特に農村景気を背景に、いわゆる“タンス預金”が相当に見込まれる地域であった。両津は佐渡の表玄関で、両津漁港の完成により沿岸漁業から北海道漁業への活躍が期待され、かつ物資が豊富で、ほかに農業、食品加工など各種産業の発展が目覚ましかった。また、当時の新津は、県内鉄道交通の要衝で物資の集散地であり、古くからの石油に代わって天然ガスの産出がみられ、化学工業の発展が期待されていた。

次いで、翌23年3月1日には新潟市沼垂218番地の新潟市の東地区、商工業地域の中心地に沼垂特別支店を開設した。

### 支店の増設

一方、普通店舗の開設にも配慮を行い、特に県内主要地への進出に努力し、業容の拡大を怠らなかった。

まず、昭和20年、加茂信用組合の業務閉鎖に伴い、その業務を譲り受けることを決議した。同信用組合は、明治43年11月に公布された産業組合令（明44.1 施行）により創立され、その後大正14年、不況により経営困難となっていったん解散し、翌15年10月、加茂町の有志により再び加茂信用組合として設立されたものである。そして、金融機関の簡素化と統制の強化に基づき、終戦も押し迫った20年7月25日、営業権の一切を譲り受けて当行の加茂出張所とし、かつ職員の一部を承継採用するなどの簡単な契約を締結した。営業権譲り受け実行日は、当初、10月1日と定めた

表2-12 加茂信用組合営業譲受資産・負債の内訳  
(昭20.11.1現在)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 預 け 金	2,067	預 金 積 金	8,320
有 価 証 券	5,942	雑 勘 定	126
貸 付 金	715		
動 産 不 動 産	171	差引加茂信用組合勘定	605
雑 勘 定	156		
合 計	9,051	合 計	9,051

が、終戦後の混乱により1カ月遅延し、11月1日に開店した。同信用組合から譲り受けた資産・負債の状況は、表2-12のとおりであった。

長岡市に近接した三条市では、戦後最も早く軍需から家庭金物など民需産業へ転換し

て新興産業が繁栄し、中越地方の経済的地位を長岡にとって代わるほどの景況であった。加えて三条市は、当行の長岡市内の本支店をはじめ、燕支店、見附支店、加茂支店、栃尾支店、五泉支店などの中央に位置し、地勢・交通上でも恵まれているため、同市に母店的な大規模な店舗を開設することは取引先の利便にもなり、営業政策上からも重要なことであった。かつて昭和14年、三条市会が長岡銀行に対し、三条支店の開設要請を決議したことがあり、当行の支店開設は、長い間、同市商工業者の要望するところでもあった。いずれにせよ、新立合併後の当行が、独自の経営方針に基づいて開設した最初の店舗が三条支店であった。

21年6月18日、三条支店設置認可申請書を提出し、同月25日認可となり、同年8月1日から三条市大字三条字三ノ町 668 番地において営業を開始した。同所は元三条銀行（明14三条会社として創立、昭4新潟銀行に合併。新潟銀行は昭18第四銀行に合併）跡で三条市立図書館が置かれていたが、同館が武徳殿跡に移転するため、三条市からそのまま借り受けて店舗にあてた。開業当初の2週間ほどは、同館移転の都合などから2階の畳敷き大広間に座って執務するというありさまであった。物資不足の時代でもあり、店舗の内装やカウンター、出納窓口などに多少手を加える程度でそのまま利用した。

23年2月、はからずも日本貯蓄銀行（昭23.7.15普通銀行に転換し協和銀行として発足）が23カ店を廃止して再建整備を図ることとなったが、そのなかに同行の三条支店が含まれていた。そこで当行は、日本銀行新潟支店のあっせんにより日本貯蓄銀行三条支店の営業権を譲り受け、同年11月1日、三条市大字四日町 290 番地に四日町支店として開設した。

23年に入ると、各銀行は、簡易店舗の申請 出張所の支店への昇格申請、普通店舗設置申請を行うようになった。当行は、23年7月の取締役会において白山支店（新潟市白山浦）、河原田支店（佐渡郡河原田町）、真野支店（佐渡郡真野村大字新町）の3カ店の設置を決議し、同年10月25日に認可申請を行った。河原田は、佐渡の中央に位置し、かつ商業の中心地であり、島内交通の要衝でもあった。さらに、同町からの支店誘致の「趣意書」の提出もあり、これにこたえることになったものである。また真野村は、22年に両津特別支店を開設して新しい機運を開いていた当行に支店開設を要望し、大蔵省に「陳情書」を提出していた。しかし、23年夏以降、銀行は「過度経済力集中排除法」の適用を受けないことをGHQが決定したとはいえ、同法の精神に照らし、今後の店舗の新設は原則として否認するとの方針が示された

ため、24年1月27日、3カ店の認可申請は詮議されず大蔵省から返却された。

その後、河原田町および小須戸町での誘致運動が活発となり、当行も、両津支店のほか佐渡島内にもう1カ店増設することによるメリットを勘案し、再度河原田支店の設置を申請した。かくて、26年5月16日付で認可を得、6月11日、佐渡郡河原田町本町17番地に河原田支店を開設した。

小須戸町については、地元の熱心な陳情運動にもかかわらず、設立認可を得るにいたらなかった。

続いて、27年7月5日、白根町に白根支店の設置、翌8月30日、葛塚町に葛塚支店の設置をそれぞれ申請し、同年10月21日付で両店とも開設の認可を得た。白根町は、当行の新津、加茂、三条、燕、巻および吉田の各支店網の中間、蒲原平野の中心に位置し、いわゆる越後米の集散地、二十世紀梨、桃などの果物、野菜類、花卉園芸類などの生産・販売が盛んで、現金収入もかなり見込まれていた。しかも27年6月、白根町長および白根商工会長から当行に対し、下記の支店設置の「請願書」が提出されていた。

#### 請 願 書

貴行の当町支店設置については吾々商工会全員衷心より熱望するところで去る五月当商工会総会に於て満場一致誘致運動の展開を町当局と共に展開することを決議しました。具体的方法については如何様なる御希望にも応じ得る如く全町一丸となって期待致して居ります。

何卒急速なる設置方を願ひ上げます。

昭和二十七年六月

北 越 銀 行

頭取 松田英次殿

白 根 町 長 塚田平治 ㊟

白根商工会長 星野乙平 ㊟

一方、葛塚支店も、ほぼ白根支店と同様な立地条件を有し、新潟市に隣接し、新津、水原ならびに新発田の各支店に囲まれた北蒲原の穀倉地帯の中間に位置し、農家の余裕資金およびそれを対象とする衣料品、食料品、金物類、日用雑貨品などの商況にもみるべきものがあつた。また27年7月、葛塚町長から大蔵大臣あてに当行の支店設置許可に関する請願書が提出されていた。

かくて、27年11月25日、中蒲原郡白根町大字白根3052番地に白根支店を、続いて翌12月1日、北蒲原郡葛塚町大字葛塚3250番地に葛塚支店をそれぞれ開設した。

### 簡易店舗の昇格と支店網の整備

政府は、昭和22年4月8日、「簡易店舗の業務範囲制限解除の件」を通達し、簡易店舗の預金額が6大都市では800万円、その他の地域では500万円を超えた場合には業務制限を解除し普通店舗に昇格することとした。その後、同年8月にこの「資格具備による自然的昇格制」は「認可制」に変更された。

これに基づき、8月23日に536万円（同業者の預金を除く）となった村上特別支店は昇格承認の手続きを行い、22年12月5日、比角特別支店と同時に普通支店への昇格が承認された。後述するように、能生特別支店は直江津特別支店として直江津町へ移転していたが、23年8月23日、普通支店となった。さらに同月27日に両津特別支店、9月8日に新津・沼垂の両特別支店、12月9日に巻特別支店がそれぞれ業務制限を解除されて普通支店への昇格が承認された。

かくて、簡易店舗はすべて普通支店に昇格し、支店数は、終戦当時の34支店から29年には12カ店増加して46支店を数えるに至った。

一方、借家店舗の都合や、より適切な営業基盤を求めるなど店舗の異動による整理も推進された。まず、加茂出張所は、母店である加茂支店と近距離にあったため、21年10月1日、加茂支店を出張所の建物に移転し、業務一切を同支店に承継して9月30日限り廃止した。また能生特別支店は、22年7月28日、直江津警察署の隣、中頸城郡直江津町大字砂山字四ツ屋79番地に移転し直江津特別支店として開店した。能生町は、農山漁村の“タンス預金”を吸収しようとする簡易店舗設置基準に該当してはいたが、実際には同地の漁業も農業も、生活や事業の必需物資の購入に追われて余裕に乏しく、預金は50万円程度で頭打ちとなった。一方、直江津は、河港に恵まれ、大戦中大規模な工場の伸展著しく、かつ将来性豊かなものがあり、町内からも当行の直江津支店設置を要望する声が挙がっていた。特別支店の業務制限が解除となり直江津支店に昇格したのは23年8月23日であった。そして、借家住まいから、28年7月27日、同町の中心街、直江津町大字直江津字新町234番地の1に新店舗を建築し移転した。

三条支店は、三条市立図書館跡を借り受けて営業を行ってきたが、約200メートルほど離れた三条市大字三条字二ノ町578番地の三条税務署庁舎跡が元銀行の建物



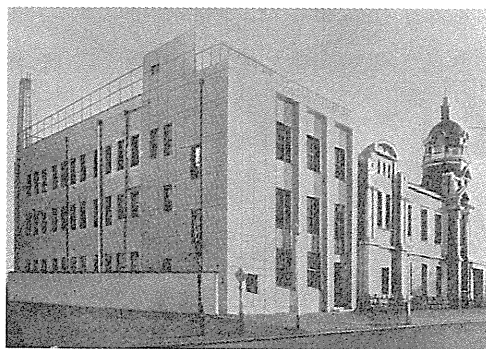
であり、かつ立地条件もよりよくなることを考慮して三条市から買い受け、23年9月13日、ここに移転した。また、同じ三条市内に所在する四日町支店は、23年11月、協和銀行三条支店の営業権を譲り受けると同時に、店舗もそのまま借り受けていたが、売却のため移転することとなり、かねて一ノ木戸方面へ移転先を求めていた。そして、三条市大字一ノ木戸字仲ノ町1952番地所在の建物を借り受け、24年12月5日に移転し、その名称を一ノ木戸支店と変更した。

村上支店は、簡易店舗として開設した借家店舗であり、かねて町の中心街に進出し業績伸展の機をうかがっていたが、村上郵便局の移転に伴いその庁舎を買い受け、24年12月26日、当該跡の村上町大字村上194番地2に移転した。同じく簡易店舗として設立された比角支店は、24年8月1日、20メートルほど離れた柏崎市本町七丁目280番地の1の事務所を借り受けて移転し、また沼垂支店は25年8月7日、新潟市沼垂550番地1に、続いて同年10月16日、巻支店が巻町大字巻甲2927番地の8に、同月23日、新津支店が新津町大字新津2941番地1に、それぞれ移転した。

そのほか、長岡市の戦災による都市計画により、一時的に宮内支店、殿町支店が仮営業所に移転し、関東町支店が道路拡幅により転居を余儀なくされて、27年8月25日、長岡市観光院町904番地丙丑に移転した。また、魚沼千手支店を廃止して店舗の配置転換の形式をとり、27年7月15日、新潟市白山浦一丁目271番地に白山支店を設置した。

こうして当行は、終戦後の県内経済の成長に順応した経営の合理化を図り、店舗の整備ならびに配置転換を行い経営基盤の拡充に力を注いだ。

業容の拡大から本店店舗が狭隘となり、しかも戦災を受けて建物がきわめて脆弱となっていたことから、28年8月24日の定例取締役会においてその増築を決定した。そして、5,500万円を計上し、清水建設(株)の手で9月29日に増築工事に着工し、29



本店新館（増築）

年10月23日、鉄筋コンクリート造り、地上3階、地下1階、延べ500坪(1,650m<sup>2</sup>)の新館が旧館脇に竣工した。この時の計画によれば、その後の工事として戦災を受けた本館を取り壊し、ここに新館を延長して増築することになっていたが、後述のとおり、この計画は変更になり、本店は大手通へ移転することとなった。

## 2. 当行の再建整備

### 金融緊急措置と当行

21年2月17日、「金融緊急措置令」および「日本銀行券預入令」などが公布施行され、それまで減少の一途をたどっていた当行の預金も、表2-13に示すとおり増

表2-13 預金封鎖前後の当行預・貸金の推移  
(単位：千円)

年 月 日	貸出金	預 金
昭和21.1.24	307,740	537,948
21.1.31	304,634	515,681
21.2.16	314,036	513,994
21.2.28	301,454	547,644
21.3.2	299,811	626,828
21.3.31	296,077	636,568

勢に転じた。しかも3月3日限りで強制的に通用力を失うこととなっていた日銀券は日を追って預け入れが増加し、当行の預金は、2月末には対前月末比3,200万円の増加をみた。一方、貸出金は、全面的に規制されたため既貸出金の回収により約300万円減少したにとどまった。3月に入ると、いわゆる新円の切り替えに伴う旧券の回収が多額にのぼり預金は急増した。

金融緊急措置令の指定金融機関となったことから、当行行員も、3月4日以降は法令の定めるところにより準公務員の資格で行務に従事することとなった。緊急な事態であったため新円の印刷が間に合わず、旧円紙幣に新円表示の証紙を貼付して代用したり、出納事務にあたって証紙の確認などの責任が課せられた。このほか、封鎖預金の支払い条件が日時の経過とともに幾度か改正され、それに対する解釈も簡単ではなく、また、財産申告の確認や、地方自治団体から個人ならびに事業主に対して交付された金融通帳の記入に従事するなど、政府の実務代行者として措置令を執行し、窓口業務は連日繁忙をきわめた。

### 新旧勘定の分離

昭和21年8月11日、「金融緊急措置令施行規則」が改正され、同日午前零時現在(指定時)をもって、封鎖預金を下記のとおり第1封鎖預金と第2封鎖預金に区分し、第2封鎖預金を凍結する措置が断行された。

#### (1) 第1封鎖預金

##### ① 個人に対する措置

○ 1口3,000円未満のものは全額

○ 1口3,000円以上については、各金融機関の名寄せにより1世帯1万5,000円ま

たは世帯員1人につき4,000円の割合で最高3万2,000円までのいずれか高い方

② 法人等に対する措置

○1口3,000円未満のものは全額

○1口3,000円以上については1万5,000円以下

(2) 第2封鎖預金

前記の第1封鎖預金の区分を超えた全額

これと並んで、8月15日、「金融機関経理応急措置法」が公布施行され、21年8月11日午前零時現在（指定時）をもって、次のような原則により資産・負債を新旧の両勘定に分離することになった。

(1) 新勘定に属するもの

表2-14 新旧勘定分離時の貸借対照表

(昭和21.8.11午前零時現在)

勘定科目	分離前	分離後				
		新勘定	構成比	旧勘定	構成比	
資 産	現金預ケ金勘定	円 銭 39,339,890.08	円 銭 37,614,321.81	% 95.6	円 銭 1,725,568.27	% 4.4
	有価証券勘定	316,592,168.25	288,475,688.04	91.1	28,116,480.21	8.9
	割引手形勘定	5,291,488.78	—	—	5,291,488.78	100.0
	貸付金勘定	289,895,636.41	22,486,572.97	7.8	267,409,063.44	92.2
	貸付有価証券	1,257,160.00	—	—	1,257,160.00	100.0
	外国為替勘定	691.40	—	—	691.40	100.0
	未決済為替貸	15,934,786.75	15,934,786.75	100.0	—	—
	他店貸	974.66	—	—	974.66	100.0
	支払承諾見返	247,900.00	—	—	247,900.00	100.0
	動産不動産勘定	1,135,806.58	—	—	1,135,806.58	100.0
	仮払金	1,983,985.61	—	—	1,983,985.61	100.0
	本支店未達勘定	7,372,430.39	—	—	7,372,430.39	100.0
	株主勘定	4,925,792.70	—	—	4,925,792.70	100.0
	未整理貸	86,980,893.28	86,980,893.28	100.0	—	—
計	770,959,604.89	451,492,262.85	58.6	319,467,342.04	41.4	
負 債	預金積金勘定	602,060,778.40	393,417,757.90	65.3	208,643,020.50	34.7
	コールマネー	13,100,000.00	13,100,000.00	100.0	—	—
	外国為替勘定	35,061.40	—	—	35,061.40	100.0
	未決済為替借	44,793,661.85	44,783,066.42	100.0	10,595.43	—
	他店借	716.71	—	—	716.71	100.0
	支払承諾	247,900.00	—	—	247,900.00	100.0
	軍需金融積立金	57,300.00	—	—	57,300.00	100.0
	雑勘定	8,865,891.25	191,438.53	2.2	8,674,452.72	97.8
株主勘定	14,817,402.00	—	—	14,817,402.00	100.0	
未整理借	86,980,893.28	—	—	86,980,893.28	100.0	
計	770,959,604.89	451,492,262.85	58.6	319,467,342.04	41.4	

(注)：新旧勘定の構成比は分離前の勘定に対する比率。

資産……現金、国債、地方債、国または公共団体に対する金銭債権、預け金、その他  
政府が指定する資産

負債……自由預金、第1封鎖預金、公租公課、金融機関に対する預り金、その他政府  
の指定する負債

(2) 旧勘定に属するもの

新勘定に属しない資産および負債

そして、上記のとおり算出した新旧それぞれの勘定の資産と負債の差は、新勘定と旧勘定との間の借りまたは貸しとして調整のうえ整理し、以後における新旧勘定の変動はそれぞれの勘定に属するものとして処理することになった。指定時現在における当行新旧勘定分離時の貸借対照表は、表2-14のとおりである。

このようにして当行は、法令の定めにより、確実な債権と弁済を確保すべき債務などのみを新勘定とし、以後、通常取引業務を新勘定のみによって行うこととなった。そして、戦時補償打ち切りによって発生した不確実債権と第2封鎖預金を旧勘定とし、戦時補償打ち切り損失を整理して行くこととなった。

### 最終処理および確定損の内訳

次いで、昭和21年10月19日、「金融機関再建整備法」「戦時補償特別措置法」および「企業再建整備法」が公布（10.30施行）された。この3法は、戦時補償打ち切りとこれによる一般企業と金融機関の旧勘定を公正に整理する手続きはもとより、損失補填の順序や方法など、最終処理を完了した旧勘定を新勘定に合併するまでの手続きを定めたものであった。金融機関再建整備法の概略は、次のとおりである。

21年8月11日午前零時現在（指定時）の新旧勘定の資産・負債を法令の定める基準によって評価を行い、その結果、確定損が出た場合には、次の順序に従ってそれを補填して行き、最終処理を完了する。

#### 確定損補填の順序

- (1) 評価益
- (2) 積立金の全額
- (3) 資本金の90%
- (4) 法人預金で1口500万円を超えるものは、500万円を超える部分の70%
- (5) 法人預金で1口100万円を超えるものは、100万円を超え500万円以下の部分の50%
- (6) 法人預金で1口10万円を超えるものは、10万円を超え100万円までの部分の30%

大蔵大臣 北村徳太郎殿

昭和23年3月31日

長岡市大手通二丁目七百三十五番地の十六

株式会社 長岡六十九銀行

取締役頭取 鷺尾 徳之助

最終処理方法書

項 目	金 額	備 考		
1. 損 失	円			
(1) 評 価 損	35,235,172.62			
(2) 不 良 資 産 銷 却	1,597,258.25			
(3) 雑 損	19,819,665.75			
(4) 計 (確 定 損)	56,652,096.62			
2. 確 定 損 負 担 項 目	負 担 額	割 合	負担額算出の基礎となる帳簿価額	口数
(1) 法第24条第1項第1号の確定益	円 26,184,979.06	% 100	円	
(2) 同第2号の旧勘定積立金	2,922,235.00	100		3
(3) 同第3号の公称資本金	10,710,000.00	90		1
(4) 同第4号の法人預金等	0	0		
(5) 同第5号の法人預金等	54,348.98	50	108,697.96	1
(6) 同第6号の法人預金等	1,931,987.20	30	6,439,957.31	41
(7) 同第7号の法人預金等その他整理債務	14,848,546.38	28	53,148,935.90	
(8) 同第8号の資本の残高	0	0		
(9) 同第9号の整理債務の残高	0	0		
(10) 同第10号の指定債務	0	0		
(11) 政 府 補 償	0	0		
計	56,652,096.62		59,697,591.17	

積立金留保額 52,467円00

確定損の内訳

項 目	券面総額又は払込総額	帳 簿 価 額	評 価 額	損 失 額
	円	円	円	円
有 価 証 券	39,642,212.50	38,776,298.25	11,343,053.29	27,433,244.96
貸 出 金		8,884,245.20	4,019,314.64	4,864,930.56
預 け 金		1,611,512.55	983,022.65	628,489.90
外 国 他 店 貸		257.95	0	257.95
未 払 込 資 本 金	0	3,905,507.50	0	3,905,507.50
計	39,642,212.50	53,177,821.45	16,345,390.58	36,832,430.87
最 終 処 理 費		1,668,523.03	0	1,668,523.03
当 期 総 損 金		18,151,142.72	0	18,151,142.72
計 (雑 損)		19,819,665.75	0	19,819,665.75
合 計 (確 定 損)	39,642,212.50	72,997,487.20	16,345,390.58	56,652,096.62

- (7) 前記(4), (5), (6)割り当て後における法人預金の残額全部と、個人その他の預金の70%
- (8) 資本金の残額全部 (10%)
- (9) 整理債務の残額
- (10) 指定債務の全額

以上の順序により補填してもなお損失があるときには、政府が責任をもって補償するというものであった。『第10期営業報告書』(昭21.8.11~23.3.31)に、「戦時補償打ち切りの結果9割資本金の減少並に一般整理債務の負担率2割8分となり、第2封鎖預金の切捨を行なはざるを得ざるに至れるは衷心遺憾とするところにして、株主並に預金者各位に対し深甚なる謝意を表する次第なり」とあるように、わが国金融史上みぞうの施策が断行されたのである。大蔵省に提出した当行の「最終処理方法書」ならびに「確定損の内訳」は前掲のとおりである。

表2-15 新旧勘定合併貸借対照表

勘定科目		昭和23.3.31現在		昭和23.4.1午前零時 現在新旧合併勘定
		新勘定	旧勘定	
資 産	現金預ケ金勘定	177,994,450.71	983,022.65	178,977,473.36
	コールローン	52,000,000.00	—	52,000,000.00
	有価証券勘定	461,205,641.35	11,375,154.04	472,580,795.39
	割引手形勘定	30,975,476.28	—	30,975,476.28
	貸付金勘定	444,729,672.11	30,338,711.00	475,068,383.11
	貸付有価証券	15,401,740.00	555,004.00	15,956,744.00
	未決済為替貸	23,831,898.77	—	23,831,898.77
	支払承諾見返	2,600,000.00	—	2,600,000.00
	動産不動産勘定	3,772,376.32	—	3,772,376.32
	仮払金	8,126,380.35	—	8,126,380.35
	未整理勘定	20,274,433.98	—	—
合計		1,240,912,069.87	43,251,891.69	1,263,889,527.58
負 債	預金積金勘定	1,036,118,641.38	20,324,663.01	1,056,443,304.39
	コールマネー	32,000,000.00	—	32,000,000.00
	外国為替勘定	—	24,746.40	24,746.40
	未決済為替借	137,710,614.19	7,529.15	137,718,143.34
	本支店未達勘定	16,319,880.40	—	16,319,880.40
	支払承諾	2,600,000.00	—	2,600,000.00
	雑勘定	14,811,740.80	23,781.48	14,835,522.28
	再建整備調整勘定	—	847,399.67	847,399.67
	未払込株金払込準備金	—	506,871.00	506,871.00
	行員退職積立金	—	52,467.00	52,467.00
	株主勘定	1,351,193.10	1,190,000.00	2,541,193.10
未整理勘定	—	20,274,433.98	—	
合計		1,240,912,069.87	43,251,891.69	1,263,889,527.58

再建整備による確定損は5,665万2,096円62銭、確定益は2,618万4,979円06銭であり、差引3,046万7,117円56銭の損失となった。この損失の補填には、法定の順序に従い、旧勘定の諸積立金の全額、資本金の9割、第2封鎖預金の一部棚上げによって処理され、21年8月に新旧勘定が分離されて以来1年8カ月を経、23年4月1日をもって新旧勘定は再び合併された(表2-15)。

これに先立ち、全金融機関の「最終処理方法書」提出は23年1月10日までとなっており、当行は1月8日に大蔵省に提出したが、3月下旬に至り、GHQは、当初新勘定に繰り入れていた金融債を旧勘定に組み替えて整理資産として処理するよう全金融機関に要請してきた。そのため、再建整備の最終処理が延期され、5月15日に至ってようやく、大蔵省は3月末日にさかのぼり新旧勘定の合併を認可したのであった。

かくて、4月1日から膨大な擬制資本を整理のうえ健全な姿で再出発することになったが、旧勘定に属した資産・負債について、その発生する損益は、新たに「調整勘定」で処理し、純益金は確定損を負担した債権者、すなわち第2封鎖預金者、旧株主などの債権者に再配分を行うこととなった。

### 調整勘定の整理

旧勘定に属する資産・負債のうち、暫定評価基準によって評価し、その後の処分または回収、あるいは不確定要素の確定などによって新たに損益が発生した場合は、昭和23年4月1日から調整勘定によって処理を行い、最終処理に際し、旧勘定の損失を負担した債権者に還元・再配分する準備が進められた。

当行の確定損は、興業債券および在外資産の切り捨てに伴う有価証券の評価が大きな要因であった。また、確定損を負担した債権者中第7号預金、すなわち一般第

表2-16 全国銀行再建整備処理状況

資本金・第2封鎖預金ともまったく打ち切らぬもの	7行
資本金の3割減資	1行
9割減資し、さらに第2封鎖預金を29%以下打ち切り	5行
” 30~49%打ち切り	14行
” 50~69%打ち切り	31行
全額減資し、第2封鎖預金を70%打ち切り	5行
” 80%打ち切り	1行
政府補償を必要とするもの	4行
計	68行

資料：『地方銀行小史』より作成。

2封鎖預金の切り捨て率は28%にとどまった。大蔵省銀行局調べによる全国銀行の最終処理状況は表2-16のとおりであり、資本金の9割を減資したうえ第2封鎖預金の負担を29%以下にとどめることができた銀行はわずか5行にすぎなかった。当行は他行に比較して一般預金者の負担

率が低かったことがうかがわれ、まことに幸いであった。

この確定損の負担分については、調整勘定の整理が進むにつれて漸次支払われ、預金切り捨て額の全額は28年3月10日付で、また、減資による旧株主負担額の全額は31年9月25日付でそれぞれ利息相当額を加えて配分され、調整勘定の最終処理を完了した。なお、戦時価証券などの切り捨てに伴う確定損が意外に少なかったことなどが原因して、27年12月現在で整理債務の全額返済可能な銀行は、全国銀行中、当行のほか東海、三重、大垣共立の3銀行のみであった。

なお、31年7月31日現在における調整勘定経理表は、表2-17のとおりであった。

表2-17 調整勘定経理表

(昭和31.7.31現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	金 額	科 目
	円	円	
有価証券評価損	18,705,824	39,099,119	評価益及びその他益
貸出金評価損	994,193	13,632,235	積立金及び資本金切捨額
その他評価損	4,202,367	0	第四号預金等 "
雑 損	21,081,244	0	第五号 " "
調整勘定利益金	7,747,726	0	第六号 " "
		0	第七号預金等及びその他債務の切捨額
		0	第九号 "
		0	第十号指定債務切捨額
		0	政 府 補 償
計	52,731,354	52,731,354	計
有価証券評価差益	0	0	有価証券評価差損
貸出金回収差益	3,870,737	0	貸出金確定評価差損
外国為替評価差益	0	0	貸出金回収差損
有価証券処分償還益	9,039,803	312,237	有価証券処分償還損
その他資産評価差益	0	0	その他資産評価差損
その他資産回収差益	621,215	0	その他資産回収差損
渉外債務等負担額留保金	12,551	0	渉外債務等負担額支払
旧勘定訂正益	61,406	74,736	金融債務既取利息戻分
所有株式払込準備金	506,871	12,951	旧勘定訂正損
払込未済資本金徴収金	414,660	385,883	所有株式払込準備金支出
最終処理費引当金残額	257,762	2,946	配当利子所有税
最終処理資産超過額	589,637	0	処 分 損
未取利息差益	0	83,184	諸 経 費
調整勘定運用益	2,037,549	5,151	そ の 他 の 損
償却債権取立益	174,747	19,543,616	利益処分額(第1回)
処 分 益	5,031,658	7,747,726	調整勘定利益金
貸出金利息	1,226,654		利益処分内訳
有価証券利子等	550,316		第七号預金等切捨額 15,405,047円
その他の益	3,772,864		第六号 " 1,965,124円
			第五号 " 54,349円
			利 息 1,955,681円
			経 費 163,415円
計	28,168,430	28,168,430	計



### 3. 自己資本の充実と役員の変動

#### 再建整備による増資

当行は、「金融機関再建整備法」に基づき、昭和23年3月31日、旧勘定の損失補填のため資本金の9割を切り捨て1,190万円から119万円に減資したが、速やかに増資して資本を充実し、銀行経営の再建と健全化を推進することが緊急な課題となった。

これに対処すべく、23年2月24日、臨時株主総会を開催し、減資前の資本金より若干増加するようにとの当局の指導に基づき、1,181万円増資して資本金総額1,300万円とし、増資の時期を4月1日とすることを可決した。しかし、その後、大蔵省から「健全な資本構成からみた最低資本金額（純資産から現金、日本銀行への預け金および国債を控除した残額の1/2相当額）を一応資本金の目標金額としてこれを募集可能見込み額とにらみ合わせて増資金額を定める」旨の指示があったため、翌3月27日の株主総会において、前回決議した増資額のほか新たに1,700万円を加えて合計2,881万円増資して資本金総額を3,000万円とすること、および金融機関再建整備

表2-18 整備計画書

(昭和23.3.31付提出)

事 項	現 在	整 備 計 画	備 考
1. 公 称 資 本 金	11,900,000円	30,000,000円	(1) 純 資 産
内 払 込 資 本 金 額	7,951,875円	30,000,000円	1,236,350千円
2. 総 株 式 数	238,000株	600,000株	(2) 手 許 現 金
3. 増 資 額			121,586千円
A) 増 資 金 額		28,810,000円	(3) 国 債
B) 株 式 数		576,200株	394,009千円
4. 1 株 金 額	50円	50円	(4) そ の 他 資 産 (1-2-3)
5. 増 資 実 行 日		昭和23年8月7日	720,755千円
6. 資 本 切 捨 率	90%		(5) 新 資 本 金 対 于 (4) の 割 合
7. 第2封鎖預金切捨率	28%		$\frac{\text{新資本金}}{\text{不確定資産}} = 4.16\%$
8. 新株応募順位		1) 第1順位 整理債務負担者 2) 第2順位 払込済旧株主 3) 第3順位 従業員 4) 第4順位 営業所所在地方 居住者 5) 第5順位 一 般	
9. 従 業 員 数	567名	580名	
10. その他整備事項		実際増資新株募集の結果が上記の決定額を超えた場合は、当該超過相当額の再増資を行うと共に状況によっては更に引続き増資を行うものとする。	

法に基づく「整備計画書」(表2-18)を承認可決した。

大蔵省は、整備後の新資本金を不確実資産(リスク・アセット)の10%以上を目標とし、暫定的措置として5%以上、または、新株募集見込みが困難なものは3%までそれぞれ引き下げもやむをえないとの指導を行った。当行は募集可能額を勘案して前記の増資額とし、当面はリスク・アセットの4.16%にとどまるが、直ちに株式募集の準備を開始した。なお、この「整備計画」は6月2日に認可された。

増資株式の割り当ては、「整備計画書」のとおり、第1順位は確定損を負担した整備債権の債権者、第2順位は旧株金額払込済の株主、第3順位は当行の行員、第4順位は当行の本支店所在地方の居住者、第5順位はその他一般と定め、第1・第2順位については、再建整備の損失負担額を限度として優先的に割り当てることになった。

新株式の募集は23年8月7日を払込期日と定め、それまでに増資額2,881万円の払込完了をみ、9月1日、増資を完了して資本金総額は3,000万円となった。

さらに、経営の健全化のため整備計画に基づき、同年11月24日、臨時株主総会が開かれて4,000万円の増資が承認可決された。増資株の割り当て方法は、3,000万円を23年11月24日現在の株主を対象に1株に対し1株の割合、残りの1,000万円を一般公募とし、12月25日、増資を完了して資本金総額は7,000万円となった。

### 再建整備後の増資

当行は、「金融機関再建整備法」に基づく増資後も、毎期利益金の社内留保に努め自己資本の充実を図ってきたが、長岡市内所在の戦災店舗の増・改築や新築などが相次いで営業用不動産が増加し、また、業容の拡大によって預金総額も急増を示したので、自己資本をいっそう充実する必要に迫られた。

昭和25年3月31日、「銀行等の債券発行等に関する法律」が公布(4.1 施行)され、自己資本の預金に対する割合を5%とすることが要請された。当行の総預金に対する自己資本の比率をみると、表2-19に示すとおり、27年3月末現在の自己資本は2億4,300万円(資本金7,000万円、諸積立金9,400万円、諸引当金7,900万円)、預金は49億3,000万円であり、自己資本比率は4.93%にあっていた。それは他行との比較においてやや高い数値ではあったが、標準比率の5%にはなお及ばなかった。

そこで、26年11月28日の取締役会において、3,500万円増資して資本金を1億500万円とすることを決議し、翌27年4月1日、増資を完了した。その結果、27年

9月末における自己資本の預金に対する比率は5.86%と上昇した。そしてこの増資資金は、古町支店、神田支店の増・改築および関東町支店の移転新築費用などに充当された。

その後、預金の急激な増加によって、27年11月末現在、自己資本比率は4.8%となった。さらに12月に入ると、預金の急増により同月22日には3.3%にまで低下した。そのため、再び資本充実の必要に迫られ、27年12月23日の取締役会において授權資本の余裕限度の4,500万円の増資を決議した。そして、28年1月25日午後4時現在の株主に対し、所有株式2.5株に対し新株1株の割合で割り当て、4月1日払込を完了し、資本金総額は1億5,000万円となった。

一方、株主配当は、20年上期決算から無配を続けてきたが、24年下期から復配し年8%の配当を行った。

また、大株主の構成についてみると(表2-20)、21年には当行の役員関係の個人

表2-19 自己資本の推移

(単位:百万円, %)

種別 年月末	資本金 (払込済のみ)		諸積立金		諸引当金		自己資本計		預金に対する 自己資本の比率	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	当行	地方銀行
昭和20.9	8	66.7	4	33.3	—	—	12	100.0	2.19	1.57
21.3	8	66.7	4	33.3	—	—	12	100.0	1.88	1.21
23.3	1	33.3	2	66.7	—	—	3	100.0	0.28	—
23.9	30	81.1	7	18.9	—	—	37	100.0	2.59	2.34
24.3	70	84.3	13	15.7	—	—	83	100.0	4.34	2.43
27.3	70	28.8	94	38.7	79	32.5	243	100.0	4.93	4.10
27.9	105	33.6	109	34.8	99	31.6	313	100.0	5.86	4.25
28.9	150	32.3	129	27.7	186	40.0	465	100.0	6.38	5.06
30.3	150	21.1	251	35.3	310	43.6	711	100.0	7.53	6.43

(注): 1) 諸積立金=利益準備金・任意積立金・再評価積立金・未処分利益剰余金

2) 諸引当金=貸倒準備金・価額変動準備金・退職給与引当金

表2-20 大株主と持ち株数の変遷

昭和21.3.31現在			昭和25.3.31現在			昭和29.3.31現在		
株主名	住所	持株数	株主名	住所	持株数	株主名	住所	持株数
山口誠太郎	東京都	6,176	遠藤平作	新潟県	24,121	安田火災海上(株)	東京都	100,000
(株)第四銀行	新潟県	4,087	坂井新吉	"	13,100	遠藤平作	新潟県	82,900
川上同族(株)	"	2,361	田井新三郎	"	11,801	三星金属工業(株)	"	57,200
鷺尾英一	"	2,090	吉沢平次	"	10,000	藤田証券(株)	"	21,263
高橋友二郎	"	2,031	佐藤栄助	"	10,000	吉沢平次	"	21,000
近藤勘治郎	"	1,944	千野勝司	"	9,014	小島誠吾	"	20,000
覚張義平	"	1,897	北越興業(株)	"	7,000	滝文工業(株)	"	20,000
大塚伝三郎	東京都	1,854	(株)内藤商店	"	6,700	(株)紺藤商店	"	16,100
長部徳太郎	新潟県	1,850	結城太一郎	"	6,000	北越興業(株)	"	14,700
中野興業(株)	"	1,673	坪川寅藏	"	5,002	日米水産(株)	東京都	14,200

株主が目立ったが、財産税の納付や減資などもあり、25年になるとこれが一新した。次いで、29年には法人株主が急増し、ようやく安定株主として定着し始めた。このように、大株主は、旧当行役員関係者から他の個人株主へ、次いで法人株主へと異動がみられ、時代の変遷の著しかったことがうかがわれる。

### 資産再評価による自己資本の充実

激しいインフレーションが進むなかで、物価は、戦前の100倍から300倍にも急騰した。このため、企業資産の帳簿価格は実勢と著しくかけ離れたものとなり、企業会計では十分な減価償却が行われないなどのひずみが生じた。

そこで、昭和22年ころから、減価償却の適正化、適正課税、企業経営の合理化などを目的として資産再評価の必要が論議され、「シャウブ勧告」も税制の根本的改正を指摘した（昭24.8）。

こうした情勢を背景に、25年4月25日、「資産再評価法」が公布施行され（25年1月1日から適用）、いわゆる第1次資産再評価が実施された。当行は、資産再評価の実施にあたり、当初、次のような基本方針を打ち出した。

#### 再評価に関する当行の態度方針

- (1) 当行は現在の見透しに於て今後数期間は少なくとも利益金2,200万円以上は上げ得るものと計算される。
- (2) 右の場合貸倒準備金を積立てて外に300万円以上は不動産の償却に廻し得ることとなる。
- (3) そこで一層適正な減価償却を行うためと再評価利益金を3年後に資本に組入れ得るという点とを考慮して資産再評価は実施することにした。

表2-21 第1次資産再評価実施状況

(単位：千円)

区分	再評価対象の資産			うち再評価した資産		
	取得価額	帳簿価額	再評価限度額	帳簿価額	再評価限度額	再評価額
土地	1,491	1,443	30,412	—	—	—
建物	18,025	17,717	74,251	1,945	54,904	31,945
什器	6,661	6,557	12,004	—	—	—
計	26,177	25,717	116,667	1,945	54,904	31,945
				再評価差額	再評価税額	再評価倍率
				30,000	1,800	16.42倍

(4) 再評価するとしても建物に限って行い土地、什器、株式は再評価しない。什器を再評価しないことはその記帳価額を現在以上に引上げ度くないこと並に再評価しても償却可能額が比較的増加しない等による。

又株式を再評価しないことは現在の株価は変動大きく之が再評価差益に影響を及ぼすによる。

(5) 再評価益金は現在の払込資本の半額に満たない2,800余万円に止める方針であって再評価後の建物の帳簿価額は現在の2.84倍となる。

又此の数額は再評価額を最高限度額及時価と睨み合せて算出した結果のものである。

(6) 前記の通り再評価する予定であるが再評価に関する経理上の問題が今後に残されている点もあるので他行の振合を見て実施する。

この結果、同年4月1日をもって第1次資産再評価を実施し、同年8月31日、その再評価合計額を3,194万5,000円として再評価申告書を長岡税務署に提出し帳簿価額を改めた。

表2-21に示す「再評価限度額」は、それぞれ資産の取得額に物価指数により計算した所定の倍率を乗じて算出したもので、対象資産中建物の一部194万5,000円について再評価を実施して再評価額3,194万5,000円を算出した。再評価の倍率は

表2-22 第3次資産再評価実施状況

(単位：千円)

区分 種目	再評価限度額			再評価後簿価総額		
	再評価を行った資産	再評価を行わない資産	計	再評価を行った資産	再評価を行わない資産	計(A)
建物	94,454	33,415	127,869	91,216	33,138	124,354
建物附属 設備	135	3,145	3,280	135	3,145	3,280
車りょうお よび運搬具	61	168	229	61	166	227
器具および 備品	5,193	1,333	6,526	5,193	1,330	6,523
計	99,843	38,061	137,904	96,605	37,779	134,384

区分 種目	再評価日直前の帳簿価額			再評価額 差額 (A) - (B)
	要再評価 資産(B)	要再評価資産 以外の資産	計	
建物	83,420	20,837	104,257	40,934
建物附属 設備	3,209	710	3,919	71
車りょうお よび運搬具	209	8,352	8,561	18
器具および 備品	3,100	1,871	4,971	3,423
計	89,938	31,770	121,708	44,446

(注)：再評価日昭和29年4月1日。

16.42倍となった。これにより差益3,000万円を再評価積立金とし、その後、再評価税158万1,000円および再評価した元旧勘定建物の売却損2件4万6,000円をこの積立金から取り崩し、27年11月30日現在で2,837万3,000円となった。

その後、26年に第2次資産再評価が実施されたが、再評価を各企業の自由裁量としたため、実施した銀行は少なく、当行も実施を見合わせた。

朝鮮戦争後の物価上昇など経済情勢の変化に対応し、資産再評価の法的強制、資本組み入れ促進などにより資本構成の是正を図るため、29年6月1日、「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」が公布施行された。そしてこの法律により、再評価後の帳簿価額が再評価限度額の80%相当額以上になるよう再評価することになった。

当行は、29年4月1日にさかのぼって、表2-22のとおり、限度額に対し97.45%の再評価を行い、再評価差額4,444万6,000円を株主勘定に留保した。その後、再評価物件の売却損ほか54万2,000円および法人税法上積立金中否認金があり、否認の結果47万7,000円を取り崩すなど順次整備を行い、31年3月31日、積立金勘定は7,158万円となった。

### 役員の変動

新立合併以来、役員の中堅として功績が多かった常務取締役近藤勘治郎は、終戦とともに健康を害し、昭和20年10月20日をもって退任、同時に療養生活に入り、一時は小康を得たものの、24年4月20日に死去した。

22年2月21日、常務取締役山崎久平が死去、次いで同年10月15日、取締役覚張義平が退任、さらに、常務取締役山口健造、常任監査役菅井永助、相談役山口誠太郎などが辞意を固めていたため、23年6月30日に開かれた定時株主総会において大幅な役員改選が行われた。その結果、新たに常務取締役に田中英篤（業務部長委嘱）、石山国造（新潟支店長委嘱）、山田麟之助（東京支店長委嘱）、小林貞次郎（総務部長委嘱）、監査役に山口順太郎がそれぞれ就任、銀行実務に精通した行員重役が多数誕生し、経営体制の若返りとともに陣容が強化された。

その後、新立合併以来、頭取としてその重任を果たしてきた鷺尾徳之助が後進に道を譲るため辞任の意向を固め、26年11月28日に開かれた定時株主総会を機に退任し、代わって専務取締役松田英次が頭取に就任、次いで川上十郎が常務取締役に、また、鷺尾英一が取締役にそれぞれ就任した。

#### 4. 預金増強の諸施策

##### 戦後混乱期における預金の受け払い状況

終戦直後は、社会の激変と混乱のなかにあって、当行は、独自の預金増強策を施すすべもなく推移した。

終戦直後における当行の預金の特徴は、長岡市の戦災による応急生活資金の払い出し、県内軍需関連会社従業員に対する退職金など諸手当資金の支払い、ならびに県内に疎開していた人々の引き揚げに伴う預金の払い出しなどが多額にのぼった。一方では、保険金、退職金などの受け入れによる特殊預金の増加があった。昭和20年9月中に取り扱った戦争保険金支払額は、現金払いのものと特殊預金となったものを合わせておよそ6,800万円にのぼった。また、食糧売却による農村資金が各地農業会から預金として預け入れられるという状況で、この結果、預金は増加傾向のまま10月まで続いた。

しかし、12月に入ると、凶作による米の配給の前途不安感が高まり、冬期貯蔵食料ならびに薪炭など越冬資材の買い入れのため預金の払い出しが著しく増加し、しかも、農業会など農村関係筋からの預け入れが少なくなったため、預金は漸減した(表2-23)。

表2-23 当行新潟県内本支店預金の推移  
(単位：千円)

年月末	預金残高
昭和20. 7	448,765
8	462,768
9	537,926
10	571,666
11	566,846
12	529,396

その後、一般預金の払い出しはやや緩慢となったものの、インフレーション懸念と“換物思想”に強く刺激されて、預金は引き続き減少傾向をたどったが、21年2月の「金融緊急措置令」の公布施行により増勢に転じた。すなわち、旧円預入期限の2月末から3月7日までの間に増加の一途をたどり、新円への切り替えによる旧円の回収は多額にのぼった。しかし、その直後から一般生活資金、事業資金の払い出しが連日増加し、法定限度いっぱいの新円の払い出しが急増したため、3月7日を頂点として預金は減少したが、その後は僅少なながら毎月増加した。

##### 救国貯蓄運動の展開

インフレーション阻止を目標とした政府の「総合インフレ対策」推進により、昭和21年2月以降、金融機関の預金は大幅に増加して、インフレの進行を一時的に抑制することに成功した。しかし、インフレの根源とみなされる赤字財政および生産復興資金が日本銀行の信用供与により引き続き補填されていたことから、日本経済

は再び悪性インフレに見舞われることは明白であった。さらに、21年8月に「金融機関経理応急措置法」が公布施行されたことにより、新円の再封鎖や平価切り下げなど非常措置の浮説が流布されて一般預金者の貯蓄心を阻害し、封鎖預金の払い出しが増加する一方、自由円の預金が伸び悩みとなり、物価騰貴と相まって預金の吸収を促進することはきわめて困難な状況であった。

インフレ防止と通貨安定のための預金吸収策として、昭和19年以来行われてきた「割増金付定期預金」が終戦直後も継続されていた。しかし、昭和初期における金融恐慌や戦後断行された預金封鎖によって苦い経験をなめた国民にとっては、預金に対する不信の念が強く、預金再封鎖の危惧から、いったん引き出した新円を手元に退蔵するいわゆる“タンス預金”の傾向が顕著となった。

そこで、21年11月、「救国貯蓄運動」が展開され、預金専門店としての簡易店舗制度や、新種貯蓄預金として景品付きの福德定期預金の取扱が開始された。当行は、同年11月3日から12月31日までをとりあえず貯蓄運動期間と定めて各店別に預金目標額を割り当て、下記のような立て看板などを掲げて運動を展開した。

「福德定期預金」は、同年12月までに総額1,200万円の実績をあげた。次いで、新潟県でも「大福定期預金」や「越路定期預金」などの名称で同種の預金を県内各金融機関に取り扱わせることになり、当行もこれに尽力した。なお、この貯蓄増強運動に関連して、政府は、通知預金の復活を行ったほか、インフレの影響で特に定

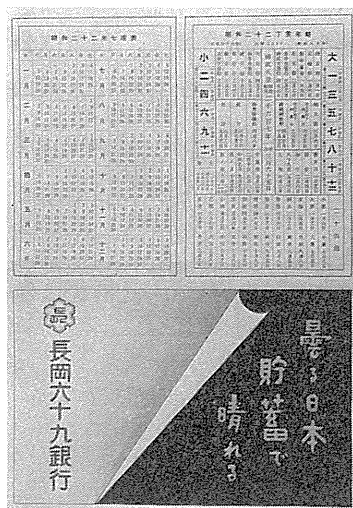
新圓ハ絶対ニ封鎖サレマセン

『通貨ノ安定』『生産ノ増強』ノ爲メニ  
此際特ニ急イデ貯蓄致シマセウ

『新圓預ケ入』強調期間

自昭和二十一年十一月三日  
至 十二月卅一日

株式会社 長岡六十九銀行



カレンダー（昭和22年）



期性預金が極度に減少していることに着眼し、定期性預金を主力とする各種の新種預金を認めた。すなわち、「復興定期預金」「復興据置貯金」「復興定期積金」などが取り扱われた。

この救国貯蓄運動は、第9次運動が終わる24年末まで3年間にわたり続けられ、政府の総合インフレ対策の実施など他の施策と相まって経済安定の基盤を固めたものであった。

当行の救国貯蓄運動の成果は表2-24のとおりであるが、ポスター、新聞広告、ラ

表2-24 当行の救国貯蓄運動の成果（単位：千円）

年月末	預金	うち定期性預金
昭和22. 1	567,060	111,479
2	589,154	107,295
3	558,035	97,049
4	570,405	101,300
5	568,045	100,810
6	545,063	105,793
7	614,851	110,146
8	627,640	109,998
9	646,424	122,447
10	717,551	143,779
11	748,014	157,731
12	932,423	181,403
23. 1	1,058,763	189,784
2	1,070,228	189,749
3	1,002,892	184,200

（注）：新潟県内本支店の新勘定分を集計。

ジオ、講演会、映画スライド、移動街頭宣伝などを駆使して活発な運動が行われた。

### 預金増強の諸施策

昭和23年7月12日、従来の「割増金付預金規則」に替えて「割増金付貯蓄の取り扱いに関する法律」が公布施行され、各銀行が単独でこれを取り扱うことができるようになった。当行は、24年3月10日から「北越銀行たから定期預金」の名称で取扱を開始した。

折から、前年の秋収穫の豊穰により供米代金が流入していたこと、および米価が高騰していたこと、などにより農村経済が潤沢化し、その購買力をねらって第1回「たから定期預金」の取扱を開始した。その募集成果は1億円と好調であった。その後、第33回、第38回、第42回にはそれぞれ8億円を募集し、最終の第46回募集額は3億円に達した。



たから定期の抽選風景

「北越銀行たから定期預金」の募集要項は、次のとおりであった。

第5回北越銀行たから定期預金募集要項

1. 名 称 第5回北越銀行たから定期預金
2. 募集総額 5千万円  
これを5組に分ち1組の口数を1万口とする。  
組の編成は「第1組から第5組まで」とし各組毎に「10,000番から19,999番まで」の番号を附する。
3. 募集期間 自昭和25年2月1日（水）  
至 同 年3月31日（金）
4. 預入条件
  - (1)預入金額 1口千円（1口毎に「たから券」1枚を附する）
  - (2)預入期間 6ヶ月
  - (3)利 息 附けない
  - (4)割 増 金 次の通り

預入金額1口毎に1個の抽せん権を与え抽せん権1万個をもって1組とし各組につき左の割増金を附する。但し特等当せんの数5組につき1本とし1等のうちから定め特等当せんの組においては1等当せんのものはないものとする。

等 級	割 増 金	1組の当せん数	全組の当せん数
特 等	100,000円	} 1	1
1 等	10,000		4
2 等	1,000	4	20
3 等	100	50	250
4 等	25	500	2,500
5 等	17	9,445	47,225
計		10,000	50,000

5. 抽せん期日 昭和25年4月11日（火）
6. 割増金の支 昭和25年4月15日（土）から「たから券」と引換えに支払う。
7. 取扱地域 新潟県内及び東京都内

また、23年1月、貯蓄増強の目的から「こども銀行」が取り上げられ、同年7月ころから、小・中学校生徒の貯蓄心の向上を図るため県内各地の小・中学校に「こども銀行」を設け、その親銀行となって指導・協力にあたった。「こども銀行」は、25年3月には21行、預金者数4,600名余、預金総額73万円に達した。しかしその後、

生徒の卒業や指導教員の転任、また、当行の人手不足も加わり、30年3月には5行、預金者数1,600名余、預金総額130万円となった。この間、30年に三島郡片貝小学校、翌31年に燕西小学校がそれぞれ大蔵大臣表彰を受賞したほか、県知事表彰も数回にわたり受賞した。

毎日の預金額	満期受取金
1,000	24,390
2,000	36,585
3,000	60,975
5,000	121,950
10,000	243,900
20,000	365,850
30,000	609,750
50,000	1,219,500

掛金に端数がつかず、御拂込に便知な定期積金を始めましたから、税金も御利用下さいませ、税はかかりません。

北越銀行

定期積金のチラシ

業務施策の推進にあたっては、従来、大蔵省当局や日本銀行などの指導に基づき、その施策を基本としてそれを忠実に展開するという方針を採り、したがって、当行独自の主体性のある施策に欠けるという傾向がなくはなかった。しかしながら、25年上期、この旧弊の刷新が試みられた。すなわち、預金増強に関して、総合的、具体的な施策について研究を行い、経済情勢に対応しうる基本的方策を打ち出すために、25年3月8日、「預金増強対策協議会」が設置された。

この協議会の協議に基づいて採用された預金増強施策のひとつに「報奨制度」があった。そして、25年上期には小千谷支店、同年下期には新潟支店がそれぞれ表彰された。

しかし、20年代における当行独自の預金増強運動は「北越銀行だから定期預金」を主力とし、農村地区における産米代金の吸収、地場産地における預金吸収などに目が向けられていたものの、まだ試行錯誤の域を超えることができなかった。20年代の預金の推移をみると、23年3月末の10億5,600万円から30年3月末には94億4,700万円となり、わずか7年間で8.9倍となり、目覚ましい伸展をみた。また、戦後インフレ期までの預金のほとんどが営業性預金で占められていたが、県内経済基盤の充実と安定に伴って定期性預金の比重が増大した。すなわち、定期性預金は25年3月末には28.6%と総預金の1/3にも達しなかったが、29年下期には53.3%と飛躍的に増大した。

## 5. 貸し出し抑制下における施策

### 傾斜生産と貸出抑制策

昭和21年8月の戦時補償打ち切りの発表と同時に、日本銀行では、高率適用制度

の一時停止を決定し、新たにスタンプ手形制度を創設して、石炭、肥料製造、繊維加工、地方特殊工業などに積極的に生産資金の融通を図ることにした。

一方、政府は、生産活動の復興を急務として、基礎生産資材を指定し割り当てすることにし、21年11月、「指定生産資材割当手続規定」を公布施行した。続いて12月、鉄鋼、石炭の超重点的増産による経済危機突破根本方針を閣議決定、画期的な「傾斜生産方式」を推進した。これに伴い、日本銀行は貸し出し規制を強化したが、次いで22年3月、「金融機関資金融通準則」が公布施行されるに及んで融資規制の法制化が行われ、その後の金融政策の中核となった。すなわち、その目的は、融資を、質的規制と量的規制の両面から規制しようという政策に基づくものであった。

こうして、資金融通準則は金融機関貸出の優先順位を「甲一」「甲二」「乙」「丙」などに分類し、「甲一」を超重点産業、「甲二」を重点産業、「乙」を一般産業、「丙」を不要不急産業に区分した。しかし、一方では、膨大な資金を必要として巨額な復興金融債券の発行があり、その大部分が日本銀行の引き受けに依存したため、いわゆる“復金インフレ”を引き起こし、財政赤字の増大とともにインフレーションを促進する主役を演じた。

新潟県内における復興金融金庫の貸し出し状況をみると、22年6月には設備資金1件61万9,000円、運転資金6件235万7,000円、合計7件297万6,000円であったが、翌年の23年6月には設備資金33件7,291万5,000円、運転資金15件1,479万2,000円、合計48件8,770万7,000円となり、件数・金額とも著しい増加がみられた。

#### 戦後混乱期における貸出金の状況

終戦とともに、県内の地場産業は大幅な転換を余儀なくされた。栃尾の軍需衣料製造業者は民需衣料製造に転換、五泉の軍用羽二重、背囊、胴着（上着と肌着の間に着る腰までの防寒用の下着、寒冷地方の軍用に使われた）は民需用として、銘仙とともに製織を継続した。十日町では海軍飛行服地が民需向け製品に切り替わり、多量の原糸および副資料を擁して引き続き操業に入った。一方、鉄工業界は、事業の休止あるいは転換を計画する者が多く、特に戦災地長岡の鉄工業界は各工場とも休業の状態が続いた。

こうした情勢を背景に、軍需物資の払い下げ品をはじめ、繊維類、木材、食糧品などに対する買い付け資金の需要が旺盛となり、また、織物製造業者の原糸仕入れ

および転換資金の需要がみられ、長岡市内の戦災による復興資金需要など、資金需要はすこぶる繁忙のうちに昭和20年は暮れた。

地場産業の資金需要は、預金の払い出しと貸出金の膨張となって表れたが、当行は常に慎重を期し、健全かつ緊急な需要のみを選択し、不要不急業種への融資を極力抑え、あるいはヤミ取引横行の抑制となる融資態度を堅持した。

しかし、物価の急騰と換物思想の高まりから預金の払い出し増加、貸出金の増加ならびに送金取組の増大など資金の移動が著しかった。半面、20年11月ごろから資

表2-25 業種別貸出残高の推移

(単位：百万円、%)

業 種 別	昭和27.3末		昭和30.3末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
(第 1 次 産 業)	( 37)	( 0.9)	( 143)	( 1.8)
農 業	16	0.4	58	0.7
林 業・狩 猟 業	4	0.1	13	0.2
漁 業・水産養殖業	17	0.4	72	0.9
(第 2 次 産 業)	(2,183)	(56.3)	(4,111)	(52.5)
鉱 業	4	0.1	5	0.1
建 設 業	90	2.3	137	1.7
製 造 業	2,089	53.9	3,969	50.7
食 料 品	397	10.2	718	9.2
織 維 製 品	922	23.8	1,613	20.6
木 材・木 製 品	99	2.6	224	2.9
家 具・建 具	12	0.3	21	0.3
紙・類 似 品	60	1.6	230	2.9
印 刷・出 版	17	0.4	25	0.3
化 学 工 業	135	3.5	326	4.2
石 油・石 炭	7	0.2	11	0.1
皮 革・皮 革 製 品	2	0.1	7	0.1
ガ ラ ス・土 石 製 品	12	0.3	25	0.3
第 1 次 金 属	86	2.2	152	1.9
機 械	179	4.6	416	5.3
電 気 機 械 器 具	5	0.1	4	0.1
輸 送 用 設 備	20	0.5	32	0.4
精 密 機 械 器 具	12	0.3	26	0.3
そ の 他 の 金 属 製 品	124	3.2	139	1.8
(第 3 次 産 業)	(1,660)	(42.8)	(3,570)	(45.7)
卸・小 売 業	1,305	33.6	2,761	35.3
金 融・保 険 業	27	0.7	54	0.7
運 輸・通 信・公 共 事 業	120	3.1	276	3.5
サ ー ビ ス 業	21	0.5	15	0.2
地 方 公 共 団 体	60	1.6	319	4.1
そ の 他	127	3.3	145	1.9
合 計	3,880	100.0	7,824	100.0

(注)：本支店未達勘定整理前のもので、当座貸越は含まない。

金は流出一方となり、表2-23に示すとおり、預金は11月以降減少した。12月には食糧品の仕入れ資金、織物製品および原料買い付け資金など、越冬資金需要が増加したまま1月、2月と続いた。そして2月以降は、金融緊急措置に基づき貸出が制限され、事業資金の需要が旺盛にもかかわらず、緊急性と効率化を考慮のうえ厳選した融資が遂行された。

### 貸し出し抑制策の推移

新潟県における産業活動の基礎は、一部の機械・化学工業を除いては金属工業、繊維工業、農業などすべて従業員が100人未満の中小零細な企業によって占められ、したがって、当行の貸出金も必然的に中小企業主体の小口貸出金が多かった。昭和23年3月末

現在における貸出総数5,517口のうち、50万円未満の貸出は5,091口で92%を占めていた。大口貸出のなかには繊維関係に対する貸出のほか、日本曹達、日本ステレス、三菱鉱業、大阪機械など県外大企業の県内工場に対する貸出が散見された。

23年3月末における貸出金の業種別内訳をみると、総貸出額15億2,000万円に対し、繊維製品製造業関係32%（4億9,300万円）、機械器具工業12%（1億8,900万円）、化学工業9%（1億3,300万円）、金属工業5%（7,900万円）、土木建築工業3%（4,200万円）となっており、繊維製品製造業関係に対する偏重が目立っている。27年3月末および30年3月末における貸出総額に対する業種別貸出額の比較は表2-25に示すとおりである。中小企業への貸出が多かったが、なかでも卸・小売業と繊維製品製造業関係への貸出の割合が高く、半面、機械・金属関係への貸出額が低いことが特徴といえよう。

また、表2-26が示すように、当行はほぼオーバーローンで推移し、日銀借入の傾向が続いた。

一方、貸付金の担保別構成は、表2-27にみるとおり、商品担保が漸減し不動産担保が漸増、また、信用貸出が漸減し、保証貸出が増加傾向で推移していることが認められる。

表2-26 資金ポジションの推移

(単位：百万円)

年月末	コールローン (A)	コールマネー (B)	借 用 金 (C)	資金ポジション (A-B-C)
昭和21.3	26	18	—	8
23.3	52	32	—	20
24.3	—	14	246	△ 260
25.3	13	—	98	△ 85
26.3	—	10	271	△ 281
27.3	74	—	—	74
28.3	—	1	—	△ 1
29.3	—	61	8	△ 69
30.3	46	—	—	46

表2-27 貸付金担保別構成比の推移

(単位：百万円、%)

年月末	貸付金 残 高	有価証券	預金証書	商 品	不 動 産	その他の 担 保	保 証	信 用
昭和24.3	1,190	2.3	16.6	4.8	2.4	0.0	45.3	28.6
25.3	1,878	6.9	14.2	2.5	4.1	0.0	44.0	28.3
26.3	2,333	5.0	12.5	1.6	7.2	0.0	47.2	26.5
27.3	2,986	3.9	12.0	2.1	6.7	1.4	52.8	21.1
28.3	3,877	3.1	10.5	0.9	7.2	—	58.7	19.6
29.3	4,964	2.7	10.6	0.9	12.1	—	54.1	19.6
30.3	5,904	3.6	11.6	0.8	14.2	0.2	50.6	19.0

## 6. 行名の変更と業容の拡大

### 行名の変更と行章の制定

当行の商号は、昭和17年12月の新立合併に際して、長岡銀行と六十九銀行の各商号をそのまま取り合わせて「長岡六十九銀行」としたが、字数が多くて不便であった。そのため、早くから顧客および行内の間に簡潔な商号への変更が要望されていた。

そこで、再建整備による確定損を算定し、新旧勘定を合併して新発足したことを機会に行名を変更することにし、23年6月30日に開かれた第10回定時株主総会において商号を「北越銀行」とすることが承認可決された。これにより、翌7月28日付で大蔵大臣あてに商号変更認可申請書を提出した。

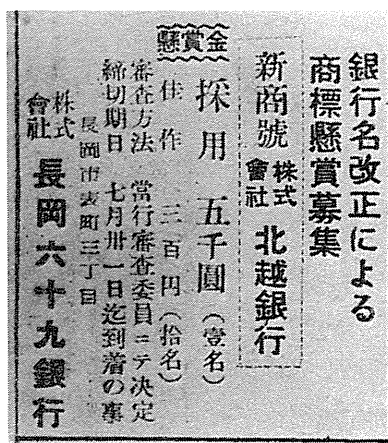
商号変更には、さらに次のような理由があった。すなわち、①業容の拡大に伴い、「長岡市」という特定地域を示すイメージを改め、広く「越後」すなわち「新潟県」を経営基盤としていることを表現する必要がある、②越後は往古「越」の国の北部にあたり、一般に「越中」「越後」の2国あたりを指して「北越」と唱え、のちに「越後国」を「北越」と称したいわけがあることから「北越銀行」とする、③同じ北陸地方において、石川県に「北国銀行」、富山県に「北陸銀行」があるので、当行がその隣の新潟県にあることを連想させる意味から同じ「北」の字を入れ「北越銀行」とする、などであった。

しかも、商号変更の立案に先立ち、行内で新商号を募集し、検討を進めていたところ「北越銀行」に対し圧倒的多数の賛成意見が集中していた。

かくて、9月20日附、蔵銀第589号をもって、「昭和23年7月28日附申請株式会

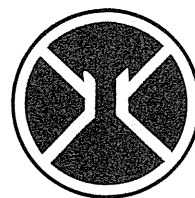


商号変更のチラシ



商標募集広告

社北越銀行と商号を変更するの件はこれを認可する」という大蔵大臣の承認書が9月22日に到達し、対外的には10月1日から新商号を使用した。

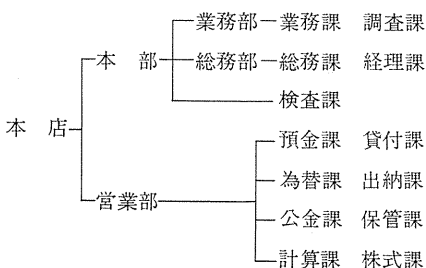


行章

一方、これよりさき、この商号変更を機会に行章を制定することにし、これを広く一般から懸賞募集したところ4,600通の応募が寄せられ、行内外から選任された審査員の手によって審査が行われた。その結果、丸の中に「北越銀行」の「北」の文字を簡単に図案化した別掲の行章が採用され、51年12月31日まで使用された。

### 本部組織の確立

新立合併以来、本店の組織は、本店営業部と本部的管理部門とが未分化のままの状態であった。戦後、本部的管理部門の業務量が增大かつ複雑化したことから組織の見直しが行われ、本部的管理部門を分離独立させる必要に迫られた。そして昭和25年8月15日、下記のとおり、本店の機構を改革し、本部と営業部とに区分した。



しかし、この機構改革では、日常業務面において属人的な点もみられ、不徹底、不合理な部分も少なくなかったが、一応本部機構はここに初めて独立した。業務部には業務課と調査課を、総務部には総務課と経理課を、また、検査課が独立して設置された。

### 人事施策

戦時中、労働統制が強化され、銀行は不急産業と定められていたため、男子行員の多くは応召者や応徴者として軍事に動員された。特に戦争末期に至ると、17歳から40歳までの男子行員は激減した。一方、女子行員は、相対的に増員された。昭和19年5月1日現在における当行の従業員数は575名で、このうち男子従業員の約1/4にあたる80名の男子行員および傭員が応召・応徴者として休職扱となっており、実働人員は495人であった。このうち女子行員は約半数の47.9%を占め、この比率はその後終戦に至るまで漸増し続けた。このように、戦時中の女子行員の比率の増大は、戦後の銀行経営の問題点のひとつとなった。

しかし、軍人・軍属として休職扱になっていた応召・応徴者が終戦とともに復帰



し、また、その後の人手不足のおり、軍需産業閉鎖に伴う失業者や引き揚げ者の救済の意味も含め大量に男子従業員の中途採用を行ったので男子従業員の比率が漸増し、29年には男子従業員は全従業員の80%近くまで増加した(表2-28)。

表2-28 従業員数の推移

(単位:人)

年 月 日	男 子	女 子	合 計	女子の割合 (%)
昭和19. 5. 1	258	237	495	47.9
19. 9. 25	224	235	459	51.2
20.10. 1	339	181	520	34.8
21.10. 1	362	171	533	32.1
22. 9. 30	363	176	539	32.7
23. 9. 30	381	173	554	31.2
24. 9. 30	440	199	639	31.1
25. 9. 30	462	191	653	29.2
26. 9. 30	505	184	689	26.7
27. 9. 30	554	172	726	23.7
28. 9. 30	588	166	754	22.0
29. 9. 30	602	161	763	21.1

(注):実動人員のみとし、備員を含む。

終戦直後は、衣・食・住の事情が極端に悪化していたうえ、インフレーションの激化により当行従業員の生活も安定を欠いていた。そのため、定期昇給のほかに、本俸の改定や諸手当の増額・新設、あるいは臨時給与の支給などを実施した。当時の給与体系は、本俸のほか、定例給与として精動手当、生活手当、勤務手当、家族手当、職給および保険料補助などがあった。賞与金の支給も臨時給与として定例のほか臨時的に加給され、支給の時期も每期一定とは限らず、物価の騰貴を勘案して支給するという弾力的な方法も行われた。

また、戦火により被災した従業員に対し、住宅建設の資金貸出を行って安定住居の要望にこたえた。さらに、24年10月から食事手当の支給を行って悪性インフレ時代の食生活の不安除去の一端とした。そしてその後も、臨機応変に給与体系を整備するとともに、従業員の待遇改善を推進した。

### 従業員組合の誕生

20年12月22日、「労働組合法」が公布され(昭21.3.1施行)、労働組合も、21年から22年にかけて数多く結成された。

そして、都市銀行には都市銀行従業員組合連合会、地方銀行には地方銀行従業員組合連合会(地銀連)がそれぞれ組織された。次いで、22年4月には全国組織として全国銀行従業員組合連合会(全銀連)が誕生した。以来、労働組合運動が活発となり、地方銀行の組合のなかには世間の注目を集めるような争議もみられた。

当行の従業員組合は、22年4月1日、「長岡六十九銀行行員組合」として結成さ

れた。その後、労働組合法に準拠して24年7月、新たに「北越銀行従業員組合」が結成され、翌25年5月30日、当行との間に労働協約を締結した。同組合は、本店営業部の部長代理以上、支店の次長以上ならびに本部課長以上を除く従業員をもって構成する単一組合であり、地銀連には加盟せず、また、争議を起こすこともなく円満に推移した。

### 健康保険組合の設立

厚生大臣の認可を得て、当行の「北越銀行健康保険組合」が結成されたのは、昭和28年11月1日であった。

これよりさき、当行は、従来の政府管掌の健康保険制度による当行従業員の納付する保険料と、給付される医療費との過不足がどのような状況にあるかを問題点として取り上げ、調査・研究を行った。そして、万一納付する保険料が過剰であるならば、当行自体で新たに組合管掌の健康保険組合を結成し、過剰分を各種の厚生施設に充当し、行員の福利増進に寄与しようとの方針を固めた。

調査の結果、毎月の給料から社会保険料として1000分の60の金額が差し引かれていたが、保険料のうち実際には医療費給付を受けた金額はその50%に満たないことがわかった。また、本人と家族の受給の比が2対1、したがって、扶養家族に未払いの半額を付加して全額給付しても65%程度で賄えるとの調査結果を得た。

かくして、県保険課の指導を得て、28年9月、厚生省に申請を行い、10月20日、11月1日付で認可・即日実施との通知を受けた。そのため急ぎょ新しい保険証を配布するなど組合管掌への移行手続きを行い、11月1日、「北越銀行健康保険組合」が結成された。

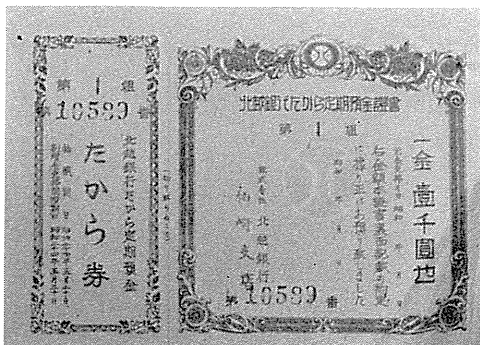
## 第3節 業績の推移

### 1. 主要勘定の推移

#### 預金の推移

終戦直後の昭和20年9月末の預金は5億4,700万円であったが、その後は、インフレーションの高進、換物思想の高まりによる預金払い出しの増加などにより22年まで低調に推移した。22年を迎えると、総合インフレ対策のひとつとして救国貯蓄運動が展開され、当行もこれに対処し、比角特別支店をはじめとして各地に特別支店を開設、また、長岡市内の戦災店舗の新築復興などに力を注いだ結果、22年下期末の預金残高は10億5,600万円となり、初めて預金は10億円を突破した。

20年代前半の預金は、供米代金の関係から上期末より下期末の増加が顕著であった。



たから定期預金証書

預金科目別構成比の推移をみると（表2-29）、定期預金の構成比は20年9月末において31.1%であったが、23年9月末には15.7%と半減している。これは、終戦と同時に通貨不安を背景とした換物思想に起因するものであることは前述のとおりである。

ところが、24年からドッジラインが実

表2-29 預金科目別構成比の推移

（単位：％、百万円）

年月末	当座預金	普通預金	通知預金	定期預金	定期積金	その他の預金	預金残高
昭和20.9	10.1	36.9	—	31.1	0.2	21.7	547
21.3	9.7	41.4	0.5	25.4	0.2	22.8	637
23.3	24.8	48.7	2.3	18.2	0.1	5.9	1,056
23.9	25.5	54.9	1.5	15.7	0.1	2.3	1,429
24.3	19.5	52.1	3.1	19.9	1.2	4.2	1,910
25.3	17.4	45.0	2.4	26.4	2.2	6.6	2,656
26.3	14.4	40.0	2.0	31.5	3.2	8.9	3,431
27.3	12.7	37.8	1.3	39.1	3.4	5.7	4,931
28.3	11.8	35.6	1.0	41.5	3.9	6.2	6,617
29.3	10.4	33.5	1.3	46.4	4.6	3.8	7,948
30.3	10.0	31.8	1.5	48.6	4.7	3.4	9,447

表2-30 預金残高の推移

(単位：百万円，%)

年月末	当 行			地 方 銀 行		
	残 高	対前年同期比	同 率	残 高	対前年同期比	同 率
昭和21.3	637	336	111.6	46,866	23,205	98.1
22.3	642	5	0.8	52,540	5,674	12.1
23.3	1,056	414	64.5	85,955	33,415	63.6
24.3	1,910	854	80.9	177,393	91,438	106.4
25.3	2,656	746	39.1	254,277	76,884	43.3
26.3	3,431	775	29.2	346,655	92,378	36.3
27.3	4,931	1,500	43.7	528,378	181,723	52.4
28.3	6,617	1,686	34.2	736,924	208,546	39.5
29.3	7,948	1,331	20.1	881,385	144,461	19.6
30.3	9,447	1,499	18.9	1,006,475	125,090	14.2

資料：『普通銀行業態要略』(日本銀行考査局)より作成。

施されてインフレは終息に向かい、通貨価値が安定の方向を示すに至った。この背景を踏まえ、当行は預金増強、特に定期預金の増強に力を注ぎ、24年3月10日から「北越銀行だから定期預金」の取扱を開始した。この結果は、表2-29にみるとおり、定期預金の増加が著しく、23年下期以降常に増加の一途をたどり、30年3月末には45億9,100万円、総預金の48.6%の構成比に達した。総預金は10年間に約17倍増加したが、科目別では定期預金の増加が約30倍であったことが注目される。

次に、当行と地方銀行平均の預金の増加率を比較すると(表2-30)、特に24年以降28年までわずかながら当行が下回っており、全国地方銀行の平均に比べて当行の預金は、多少ながら伸び悩みの傾向で推移したとみることができよう。

### 貸出金と資金運用状況

最初に、戦後10年間の有価証券と貸出金について概観してみよう(表2-31)。

国債を中心とした有価証券は貸出金を大幅に上回り、昭和20年9月末において、貸出金29.8%に対し有価証券は70.2%となっていたが、その後、有価証券の比率が24年まで急減して20%台にまで低下した。半面、貸出金は、終戦直後のインフレーションの進行と産業復興資金の需要とにより著しく増加し、25年以後80%近くに増大した。すなわち、終戦を境として有価証券と貸出金とはまったく入れ替わり、貸出金が資金運用の中心となったのである。

そして貸出金は、23年下期に前年比200.4%の著増を示して預金の増加額を上回り、期末預貸率は79.6%と80%台に近づいた。その後も24年下期から26年下期まで、期中の平残預貸率は地方銀行の平均を上回る高い水準で推移した(表2-32)。これ

により、県内の産業復興資金の需要がきわめて旺盛であったことがうかがわれる。

また、貸出金科目別構成比の推移をみると（表2-33）、23年上期以降、県内経済

表2-31 有価証券および貸出金の推移 (単位：百万円，%)

年月末	有価証券		貸出金		合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
昭和20.9	301	70.2	128	29.8	429	100.0
21.8	317	52.2	290	47.8	607	100.0
23.9	482	39.0	753	61.0	1,235	100.0
24.9	530	26.3	1,485	73.7	2,015	100.0
25.9	530	20.4	2,064	79.6	2,594	100.0
26.9	731	22.1	2,575	77.9	3,306	100.0
27.9	904	21.6	3,286	78.4	4,190	100.0
28.9	1,193	21.2	4,437	78.8	5,630	100.0
29.9	1,566	23.0	5,251	77.0	6,817	100.0
30.9	1,770	22.4	6,147	77.6	7,917	100.0

(注)：21年8月は10日現在。

表2-32 資金状況の推移

(単位：百万円，%)

期別	預金平残	貸出金平残	借入金平残		期中預貸率		
			うち借入金平残	当行	地方銀行	都市銀行	
昭和20.下	572	232	32	24	40.6	30.5	89.9
22.下	814	345	32	14	42.4	49.4	60.5
23.下	1,921	1,294	30	25	67.3	70.4	86.5
24.下	2,554	2,189	196	193	85.7	81.6	98.6
25.下	3,135	2,861	205	203	91.3	86.2	101.1
26.下	4,440	3,893	106	105	87.7	87.0	114.0
27.下	6,068	5,144	18	13	84.8	87.9	108.1
28.下	7,563	6,702	123	105	88.6	89.3	109.6
29.下	8,979	7,554	32	27	84.1	87.9	102.4

(注)：1) 貸出金平残にはコールローンを除いた。

2) 借入金勘定＝借入金＋コールマネー＋当座借越＋再割引手形

3) 当行の期中預貸率は預貸金とも単位千円にて算出した。

4) 地方銀行、都市銀行の期中預貸率は『普通銀行業態要略』(日本銀行考査局)より作成した。

表2-33 貸出金科目別構成比の推移

(単位：%，百万円)

年月末	手形貸付	証書貸付	当座貸越	商業手形	荷付為替手形	貸出金残高
昭和20.9	72.9	20.9	5.4	0.8	0.0	129
21.3	88.2	9.1	2.7	0.0	0.0	296
23.3	88.5	3.4	2.0	5.9	0.2	506
24.3	75.7	1.4	1.3	19.8	1.8	1,520
25.3	79.5	1.6	1.5	17.0	0.4	2,259
26.3	71.3	1.4	1.5	25.5	0.3	3,145
27.3	70.4	1.5	2.0	25.9	0.2	3,942
28.3	68.0	1.4	1.5	28.8	0.3	5,469
29.3	68.9	2.8	1.5	26.7	0.1	6,781
30.3	69.0	3.5	1.5	25.9	0.1	7,926

の安定に伴って商業手形の構成比上昇が著しかった。さらに、25年下期から特需ブームを反映して、その構成比は貸出金の1/4以上を占めるようになったが、商業手形の大半は、見附・十日町・栃尾・五泉などの機業地支店におけるものであった。

### 有価証券の推移

有価証券に占める国債の構成比は、表2-34に示すとおり、昭和21年3月末には87.4%の高率であったが、その後漸減し、緊急産業に対する設備資金供給を円滑にするため、24年9月から実施された日本銀行の国債買入れに応じたことから、25年3月末の国債残高は前期比1億6,039万円減少して2億4,933万円となり、構成比も50%を割って49.9%となった。さらに、25年9月末には前期比1億934万円減少し、構成比は26.4%に低下した。その後、28年9月まで残高は漸減を続け、28年下期に特別減税国債2,580万円の引き受けにより増加したが、30年3月末の残高は1億4,350万円、構成比は8.8%の低率となり、20年代初期とはまったく様相を異に

表2-34 有価証券科目別構成比の推移

(単位：％、百万円)

年月末	国債	地方債	社債	株式	外国証券	有価証券残高
昭和20.9	86.4	0.0	11.0	2.0	0.6	301
21.3	87.4	0.0	7.9	1.3	3.4	317
23.3	83.3	3.2	13.1	0.4	—	473
24.3	77.4	2.8	19.1	0.7	—	544
25.3	49.9	3.2	45.1	1.8	—	499
26.3	20.0	0.3	78.0	1.7	—	645
27.3	14.4	0.1	83.9	1.6	—	806
28.3	10.7	4.3	82.5	2.5	—	1,089
29.3	11.0	3.0	83.6	2.4	—	1,310
30.3	8.8	7.9	80.8	2.5	—	1,632

表2-35 有価証券残高の推移

(単位：百万円，％)

年月末	当行			地方銀行		
	残高	対前年同期比	同率	残高	対前年同期比	同率
昭和21.3	317	108	51.7	27,949	11,868	73.8
22.3	319	2	0.6	27,559	△ 390	△ 1.4
23.3	473	154	48.3	33,859	6,300	22.9
24.3	544	71	15.0	46,494	12,635	37.3
25.3	499	△ 45	△ 8.3	43,322	△ 3,172	△ 6.8
26.3	645	146	29.3	61,752	18,430	42.5
27.3	806	161	25.0	79,252	17,500	28.3
28.3	1,089	283	35.1	107,472	28,220	35.6
29.3	1,310	221	20.3	139,137	31,665	29.5
30.3	1,632	322	24.6	164,872	25,735	18.5

資料：『普通銀行業態要略』(日本銀行考査局)より作成。

した。

一方、社債の保有は、国債とは対照的に増大した。21年3月末の残高は2,474万円にすぎなかったが、25年3月末には前期比1億2,485万円増加して2億2,488万円となり、構成比も45.1%に上昇した。さらに、25年の朝鮮戦争以後、緊急産業の積極的な設備投資を背景に社債発行が相次ぎ、26年9月末には5億9,952万円となり、構成比は82.0%に達した。その後、30年3月まで80%台の構成比を維持し、20年代後半における有価証券投資の主役を演じるようになった。

なお、株式は、24年5月の株式市場再開後、漸増を続け、その構成比は27年下期以降2%台を占めるようになった。地方債は、29年上期に新潟県公債7,300万円、長岡市公債1,050万円、三条市公債250万円の新規引き受けによって、29年9月末残高は1億1,993万円と前期比8,053万円の著増を示し、構成比も7.7%に達した。

また、地方銀行との比較では(表2-35)、当行の有価証券は、預金が急増した22年下期に著増したが、増加率は総じて低かった。これは、地場産業の旺盛な資金需要に対し、優先的に応じたことによるものである。

## 2. 収益の推移

### 収益状況の推移

終戦直後の収益状況は、戦災を受けた長岡市内本支店の復興、インフレーションの激化および再建整備の実施などにより、昭和22年下期まで逼迫のまま推移したが、23年上期以降、再建整備の完了によって好転した。

当行の資金運用は、21年下期に貸出金が有価証券を上回ったあと、有価証券が漸減し貸出金が著増するなかで、24年下期の貸出金は有価証券の4.5倍となり、25年上期から29年下期までの平均では4.9倍となった。このように、貸出金が資金運用の中心となったことから、24年下期以降、貸付金利息・割引料の経常収入に占める比率は平均して約80%となり、有価証券利息・配当金のそれは12%前後に低下した(表2-36)。

一方、経常支出に占める預金利息の比率は、20年下期には74.7%の高率であったが、インフレーションの高進による人件費・物件費の増大から、24年下期には24.6%まで低下した。その後、預金金利の引き上げと預金の増加により、その比率は29年下期には44.3%まで上昇したが、諸経費(人件費・物件費・税金)の合計を上回る

表2-36 収益状況の推移

(単位：千円)

区 分	昭和20,下	昭和21,下	昭和22,下	昭和23,下	昭和24,下	昭和25,下	昭和26,下	昭和27,下	昭和28,下	昭和29,下
経 常 収 入	9,721	16,155	27,437	90,897	134,459	171,328	240,803	317,166	398,577	462,969
貸付金利息・割引料	4,278	6,256	16,734	64,798	105,224	131,830	190,143	254,028	320,021	366,933
有価証券利息・配当金	5,370	9,340	8,078	13,616	14,018	21,547	30,431	38,437	50,697	66,408
受 入 手 数 料	53	522	2,552	11,722	13,090	16,074	20,068	24,430	27,385	28,703
その他経常収入	20	37	73	761	2,127	1,877	161	271	474	925
臨 時 収 入	167	358	1,692	451	9,530	3,330	8,257	21,153	60,980	86,470
諸準備金戻入	8	—	—	384	2,700	2,536	3,021	18,836	57,805	82,471
その他臨時収入	159	358	1,692	67	6,830	794	5,236	2,317	3,175	3,999
繰越利益剰余金	599	△ 978	1,704	358	447	622	833	1,272	2,291	3,035
総 収 入	10,487	15,535	30,833	91,706	144,436	175,280	249,893	339,591	461,848	552,474
経 常 支 出	9,408	13,557	29,150	77,756	111,421	134,358	188,767	242,935	302,300	349,368
預 金 利 息	7,029	6,086	8,983	19,827	27,445	39,460	65,787	99,171	126,352	154,693
借 用 金 利 息	723	225	271	968	6,495	6,777	3,937	779	4,500	1,221
諸 経 費	1,631	7,205	19,851	56,678	76,846	87,150	117,735	141,159	169,829	191,602
その他経常支出	25	41	45	283	635	971	1,308	1,826	1,619	1,852
臨 時 支 出	481	2,994	332	7,116	19,989	19,946	36,564	64,360	117,872	149,244
諸 償 却	47	2,987	276	5,894	19,781	4,847	5,458	5,498	11,371	18,949
諸準備金繰入	—	—	—	—	—	14,452	30,858	58,570	105,398	129,790
その他臨時支出	434	7	56	1,222	208	647	248	292	1,103	505
総 支 出	9,889	16,551	29,482	84,872	131,410	154,304	225,331	307,295	420,172	498,612
(当期純益金)	(△ 9)	(△ 38)	(△ 353)	(6,092)	(9,879)	(20,354)	(23,729)	(31,024)	(39,385)	(50,827)
当期末処分利益剰余金	598	△ 1,016	1,351	6,834	13,026	20,976	24,562	32,296	41,676	53,862
経常収支率(%)	96.78	83.92	106.24	85.54	82.87	78.42	78.39	76.60	75.84	75.46
地銀平均	100.88	94.74	95.45	85.46	82.88	78.31	75.92	74.62	73.72	74.60

(注)：経常収支率は昭和24年度上期以降、法人税を除く。

資料：地銀平均経常収支率は日本銀行考査局「普通銀行業態要略」より作成。

ことはなかった。また、諸経費は、21年下期以降、預金利息を上回るようになり、経常支出に占める比率は23年下期には72.9%の高率となったが、預金の増加と物価の安定に伴って、27年下期以降50%台に低下した。

なお、この期間(昭20下期～29下期)に経常収入、経常支出はそれぞれ約48倍、約37倍に増加し、20年下期に96.78%であった経常収支率は29年下期には75.46%に良化した。この間、経常収支率は常に大蔵省の指導基準を下回ったが、地銀平均との比較では、26年下期以降2%前後上回るようになった。

次に、総収入、総支出の推移をみると、20年下期に1,048万円であった総収入は、29年下期には約53倍の5億5,247万円となり、総支出も988万円から約50倍の4億9,861万円に増加し、当期末処分利益剰余金は59万円から約90倍の5,386万円に著増した。ちなみに、この期間の預金、貸出金・有価証券の伸び率は、それぞれ約16倍、約17倍であったが、貸出・証券利鞘は27年下期以降20年下期の約4倍に達し、



収益状況の好転は、資金量の増大に加えて利鞘の拡大が大きく寄与していたことを物語っている。

### 運用利回りと利鞘の推移

まず、預金原価の推移をみると（表2-37）、預金利率は27年下期以降3%台に上昇したが、これは定期預金の構成比が26年下期に普通預金を上回り、27年下期以降40%台を占めるようになったためである。また、経費率のうち人件費率は、21年以降インフレーションの高進に伴って上昇を続け、24年上期には4.17%の高率となったが、同年下期以降、物価の安定と預金の増加によって低下傾向をたどり、28年下期以降2%台に落ち着いた。

しかし、地銀平均との比較では、25年下期以降、預金利率が0.2%前後低かったものの、人件費率が0.7%、物件費率が0.3%前後上回ったことから、預金原価は0.8%前後高かった。

次に、貸出金利回りの推移をみると、23年1月から実施された臨時金利調整法の最高限度は一般貸出日歩2銭5厘と定められ、さらに同年7月から一般貸出の最高限度が日歩2銭8厘に引き上げられたことから、貸出金利回りは23年上期以降9%

表2-37 預金原価・運用利回りおよび利鞘の推移

(単位：%)

期 別	預金利率	経 費 率	人件費率・ 物件費率	預金原価	貸出金利回	預貸利鞘	証券利回	預証利鞘	貸出・証券 合計利回	貸出・証券 合計利鞘
昭和20.下	(2.36)	(0.64)	(0.58)	(3.00)	(3.28)	(0.28)	(3.46)	(0.46)	(3.30)	(0.30)
	2.46	0.57	0.53	3.03	3.35	0.32	3.40	0.37	3.38	0.35
21.下	(1.91)	(1.38)	(1.35)	(3.29)	(5.66)	(2.37)	(2.94)	(△ 0.35)	(3.62)	(0.33)
	1.91	2.26	2.13	4.17	3.77	△ 0.40	5.86	1.69	4.80	0.63
22.下	(1.86)	(3.82)	(3.69)	(5.68)	(8.11)	(2.43)	(3.25)	(△ 2.43)	(5.88)	(0.20)
	2.21	4.88	4.76	7.09	6.78	△ 0.31	3.34	△ 3.75	5.08	△ 2.01
23.下	(1.95)	(5.41)	(5.17)	(7.36)	(9.88)	(2.52)	(3.92)	(△ 3.44)	(8.11)	(0.75)
	2.06	5.67	5.42	7.73	9.84	2.11	4.32	△ 3.41	8.05	0.32
24.下	(2.45)	(5.11)	(4.74)	(7.56)	(9.55)	(1.99)	(4.96)	(△ 2.60)	(8.57)	(1.01)
	2.15	6.01	5.59	8.16	9.51	1.35	4.71	△ 3.45	8.50	0.34
25.下	(2.80)	(4.51)	(4.25)	(7.31)	(9.14)	(1.83)	(7.32)	(0.01)	(8.80)	(1.49)
	2.53	5.53	5.30	8.06	9.44	1.38	7.80	△ 0.26	9.15	1.09
26.下	(3.19)	(4.22)	(3.87)	(7.41)	(9.39)	(1.98)	(8.31)	(0.90)	(9.22)	(1.81)
	2.96	5.26	4.98	8.22	9.68	1.46	8.00	△ 0.22	9.41	1.19
27.下	(3.41)	(3.69)	(3.37)	(7.10)	(9.23)	(2.13)	(8.17)	(1.07)	(9.07)	(1.97)
	3.27	4.61	4.35	7.88	9.58	1.70	7.97	0.09	9.32	1.44
28.下	(3.38)	(3.58)	(3.31)	(6.96)	(9.11)	(2.15)	(8.15)	(1.19)	(8.96)	(2.00)
	3.34	4.47	4.23	7.81	9.48	1.67	8.05	0.24	9.26	1.45
29.下	(3.58)	(3.49)	(3.18)	(7.07)	(9.02)	(1.95)	(8.04)	(0.97)	(8.86)	(1.79)
	3.45	4.27	3.93	7.72	9.42	1.70	7.99	0.27	9.16	1.44

(注)：かっこ内は地方銀行平均。

資料：地方銀行平均は日本銀行検査局『普通銀行業態要略』より作成。

台に達し、24年上期には10.11%とこの期間（昭20下期～29下期）の最高を示した。

しかし、24年度からのドッジライン実施により、一般貸出の最高限度が24年9月に日歩1厘、25年2月には日歩2厘引き下げられ、さらに同年4月から一般貸出の日歩1厘高を認める金額限度が従来500万円から300万円に引き下げられたので、25年下期の貸出金利回りは9.44%に低下した。

その後、26年には朝鮮戦争ブームの反動による滞貨融資の増大などから、貸出金利が上昇し、さらに同年9月の預金金利引き上げに伴い、1件100万円以下の貸出が臨時金利調整法の対象外となったため、26年下期の貸出金利回りは9.68%に上昇した。

27年4月、わが国が独立を達成すると、金融緩和と低金利政策が推進され、同年10月から一般貸出の最高限度は1厘下げの日歩2銭4厘となったため、27年下期の貸出金利回りは9.58%に低下し、さらに28年下期以降9.4%台となった。

一方、証券利回りは、25年4月以降、一流事業債の応募者利回りが8.934%で推移したことと、有価証券に占める国債の比率が低下したことから、26年上期以降8%前後に定着した。

このような推移をたどって、貸出・証券利回りは、25年下期以降9%台を維持し、貸出・証券利鞘も27年下期以降1.4%台を確保したが、地銀平均との比較では、貸出・証券利回りは0.3%前後上回ったものの、預金原価が0.8%前後高かったことから、貸出・証券利鞘は0.5%前後低かった。

### 利益金処分状況の推移

株主配当については、20年上期以降、行政指導により無配を余儀なくされていたが、24年下期からようやく復配が認められ、まず年8%の配当を行った。次いで25年下期から年10%、26年下期に年12%、27年上期には12.5%と増配を重ねた。特に27年下期には設立10周年記念として年2.5%の増配を行い、普通配当と合わせて年15%の配当を行った。

なお、27年ころまで利益金が比較的少なかったことと、配当金・役員賞与金が地銀平均と大差がなかったことから、内部留保率は総じて低かった。24年下期から27年下期までの内部留保率の平均は地銀の72.5%に対し当行は68.7%であったが、28年上期以降地銀平均を上回るようになり、29年下期には地銀の70.3%に対し72.4%と良化した。